

建設業許可申請の手引き

建設業許可申請用紙はすべてA4版です。
ご注意ください。

埼玉県

はじめに

この手引きは、建設業の許可を受けようとする方及び変更届等を提出する方のために、建設業法に基づく申請の手続きなどをまとめたものです。建設業法の趣旨を十分御理解の上、申請の手続きを行ってください。

なお、埼玉県知事に許可申請等をするための内容となっておりますので、大臣許可申請や他の都道府県知事許可申請とは、記入方法や提出（添付）書類に異なる点がありますので、御了承ください。

また、平成24年11月1日より新規許可・更新・業種追加等時に健康保険等の加入状況を記載した書面が必要になります。（P47参照）

申請書類の受付及び電話での問い合わせ

1 受付日・受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

午前9時～午前11時、午後1時～午後4時15分

複数の申請書類を提出する場合は、午前9時又は午後1時の提出に御協力をお願いします。

2 場所

埼玉県県土整備部 建設管理課 建設業担当（県庁第2庁舎3階）

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-5176, 5177

3 その他

申請（新規許可・更新・業種追加）はすべて持参による受付となっております。

なお、期限内の提出に限り、事業年度終了報告書等の郵送による受付を行っております。

（詳細は <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/yuusouketuke.html> を参照）

※行政書士でない者が、官公署に提出する書類及び電磁的記録の作成を業として行うことは、禁じられております。

申請書類等の入手方法

1 国の定めた様式

【無償】

・埼玉県のホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kennsetugyo>)

【有償販売】

・(社)埼玉県建設業協会

〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 TEL 048-861-5111

・埼玉県行政書士会

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11 TEL 048-833-0900

・法令様式を扱っている書店等

2 県の定めた様式

【無償】

・埼玉県のホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kensetugyo>)

なお、「建設業許可申請の手引き」は上記ホームページから入手できるほか、(社)埼玉県建設業協会、埼玉県行政書士会で有償頒布しています。

許可後の留意事項

許可申請書類は、建設業法により公衆の閲覧に供することとされています。許可後、許可申請書類は公開されることとなりますので、御理解の上申請してください。

また、許可後、毎年決算が終了してから4か月以内に事業年度終了報告書を、また、役員・所在地・経営業務の管理責任者・専任技術者等の変更事項があれば法律の定める期間内（変更内容により2週間以内・30日以内）に変更届を提出していただくことになりますので御注意ください（変更事項はP65～P66参照）。

目 次

1 建設業の許可について	1
2 許可の区分	4
3 許可の有効期間	5
4 許可を受けるための要件	6
5 許可を受けるための手続き	14
6 申請書の記載について	16
(1) 建設業許可申請書（様式第一号）	18
(2) 役員の一覧表（別紙一）	21
(3) 営業所一覧表（新規許可等）（別紙二（1））	22
営業所一覧表（更新）（別紙二（2））	23
(4) 工事経歴書（様式第二号）	24
(5) 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）	27
(6) 使用人数（様式第四号）	28
(7) 誓約書（様式第六号）	29
(8) 経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）	30
(9) 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号（1））	33
専任技術者証明書（更新）（様式第八号（2））	36
(10) 実務経験証明書（様式第九号）	37
(11) 指導監督的実務経験証明書（様式第十号）	39
(12) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	40
(13) 国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第十一号の二）	41
(14) 許可申請者の略歴書（様式第十二号）	43
(15) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）	44
(16) 株主（出資者）調書（様式第十四号）	45
(17) 営業所の沿革（様式第二十号）	45
(18) 所属建設業者団体（様式第二十号の二）	46
(19) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）	47
(20) 主要取引金融機関名（様式第二十号の四）	49
(21) 財務諸表（法人）貸借対照表（様式第十五号）	50
損益計算書・完工事原価報告書（様式第十六号）	53
株主資本等変動計算書（様式第十七号）	55
注記表（様式第十七号の二）	56

附属明細票（様式第十七号の三）	57
(個人) 貸借対照表（様式第十八号）	60
損益計算書（様式第十九号）	61
(22) その他の添付資料	63
7 標識の掲示について	64
8 許可を受けた後の手続き	65
(1) 変更届出書（様式第二十二号の二）	68
(2) 届出書（様式第二十二号の三）	71
(3) 廃業届（様式第二十二号の四）	72
(4) 事業年度終了報告書（県様式第1号）	74
(5) 変更届出書（県様式第2号）	75
(6) 変更届出書（大臣許可）	76
9 参考資料（建設工事区分の考え方）	77
 付録 申請必要書類一覧	79
(1) 新規申請（法人）必要書類	79
(2) 新規申請（個人）必要書類	81
(3) 業種追加申請必要書類	83
(4) 更新申請必要書類	85
(5) 業種追加+更新申請必要書類	86

建設業許可申請の手引き

1 建設業の許可について

(1) 建設業の許可（法第3条）

建設工事の完成を請け負うことを営業するには、次の(2)に掲げる工事を除いて、元請負人・下請負人、個人・法人の区別に関係なく、建設業法による許可を受けなければなりません。

(2) 小規模工事のみは許可不要（法施行令第1条の2）

次の表に掲げる工事のみを請け負う場合、許可は必要ありません。

建築一式で右のいずれかに該当するもの	① 1件の請負代金が1,500万円未満の工事（消費税を含んだ金額） ② 請負代金の額にかかわらず木造住宅で延面積が150m ² 未満の工事 (主要部分が木造で、延面積の1／2以上を居住の用に供すること)
建築一式以外の建設工事	1件の請負代金が500万円未満の工事（消費税を含んだ金額）

※ 注文者が材料を支給するいわゆる手間請けというような請負の形式をとった場合には、材料費を含んだ額が請負代金の額とされます。

(3) 業種別に許可が必要

許可を受けた業種の工事だけを請け負い、営業することができます。建設業の業種は、次の表1のように28業種に分類されているので、該当する業種について（該当する業種が数個ある場合はそれらの全て）許可を受けなければなりません。

ただし、許可を受けた業種の建設工事の付帯工事については、許可の有無に係らず、これを請け負うことができます。

また、土木一式・建築一式の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は、500万円以上（消費税を含んだ金額）の専門工事を単独で請負うことはできません。

表1 建設工事の種類別の内容と例示

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	橋梁工事やダム工事などを一式（原則として元請）として請負うもの、そのうち一部のみの請負は、それぞれの該当する工事となる
建築一式	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	一棟の住宅建設等一式工事（原則として元請）として請負うもの、建築確認を必要とする増築等
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ちぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ちぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
		プレストレストコンクリート工事 ホーリング防止工事、地盤改良工事、 ボーリンググラウト工事、土留め工事、 仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はり工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をつく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消化設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はゴミ処理施設を設置する工事	ゴミ処理施設工事、し尿処理施設工事

各業種間における類似した建設工事の区分については、P77の参考資料を参照してください。

2 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

知事の許可を受ける場合	埼玉県内にのみ営業所を設ける場合
大臣の許可を受ける場合	埼玉県内及び他の都道府県内に営業所を設ける場合

営業所… 本店又は支店等で常時建設工事の請負契約の見積り、入札、契約締結を行う事務所をいいます。
従って、建設業に無関係な支店、営業所及び単に登記上の本店や特定の目的のために臨時におかれ
る工事事務所、作業所などは該当しません。また、少なくとも次の要件を備えていることが必要で
す。

- イ 契約締結に関する権限を委任されており、請負契約の見積り、入札、契約締結等実体的な業務
を行っていること。
- ロ 電話、机、各種事務台帳等を備え、住居部分等とは明確に区分された事務室が設けられている
こと。

- (注) 1 大臣許可の申請窓口は、主たる営業所が所在する都道府県の担当課となります。
2 同一の建設業者が知事許可と大臣許可の両方の許可を受けることはできません。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

① 一般建設業の許可

発注者から直接請け負った1件の建設工事（いわゆる元請工事）につき合計3,000万円以上（ただし建築
一式工事については4,500万円以上）（消費税を含んだ金額）の工事を下請に出さないもの、又は下請として
だけ営業するものは、一般建設業の許可を受けることになります。

② 特定建設業の許可

発注者から直接請け負った元請工事の一部を下請に出すとき、その下請代金の合計額が3,000万円以上と
なる場合（ただし、建築一式工事については4,500万円以上）（消費税を含んだ金額）は、その元請業者は特
定建設業の許可を受けなければなりません。この特定建設業の制度は、下請負人保護などのためのもので、
特別の義務が課せられています。

- (注) 1 自ら請け負って施工する金額については、一般・特定とも制限はありません。
2 同一の建設業者が、ある業種については特定建設業の許可を、他の業種については一般建設業の許
可を受けることはできますが、同一業種について特定・一般の両方の許可を受けることはできません。

※ 指定建設業について

総合的な施工技術を要する特定建設業として、土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の7業種が指
定建設業として指定され、これら7業種の特定建設業の許可を受ける場合、営業所の専任技術者及び現場の監
理技術者は国家資格者若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの（P7表2参照）を置くことが義務付けられ
ています。

3 許可の有効期間

建設業許可の有効期間は5年間です。許可満了日は許可日の5年後に対応する日の前日となります。許可の有効期間の末日が土・日・祝日等の行政庁の休日であっても同様となります。それ以後も引き続いて建設業を営もうとするものは、許可の有効期間が満了する日の30日前までに許可の更新の申請をしなければなりません。

※ 許可の更新の申請を怠った場合、許可の有効期間の満了日経過後は許可の効力を失います。

※ 許可の有効期間の調整について

同一業者に2以上の許可日があるときは、そのすべての許可日を更新時に1つにまとめるすることができます。この場合には、許可申請書（様式第一号、P18参照）の許可の有効期間の調整のカラムに「1」を記入の上、一つにまとめようとする業種についても更新の申請を行ってください。

4 許可を受けるための要件

許可を受けるためには、下記の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 経営業務の管理責任者がいること
- (2) 専任の技術者がいること
- (3) 請負契約に関して誠実性があること
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用があること
- (5) 欠格要件等に該当しないこと

(1) 経営業務の管理責任者がいること (法第7条第1号)

許可を受けようとするものが法人である場合には常勤の役員のうち1人が、また個人である場合には本人または支配人（商業登記簿上に登記のある支配人に限る。）のうち1人が次のどれかに該当することが必要です。

※ 経営業務の管理責任者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業者（原則として本社）に限って経営業務の管理責任者と専任技術者を兼ねることができます。

①	許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者	建設業法第7条第1号イに該当
②	許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者	
③	許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、次のいずれかの経験を有する者 A 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験 B 7年以上経営業務の補佐をした経験	建設業法第7条第1号ロに該当

「経営業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務について総合的に管理した経験をいいます。具体的には、取締役、執行役、事業主又は支配人等の地位にあって、経営業務を総合的に執行した経験を指し、単なる連絡所の長又は工事の施工に関する事務所の長のような経験は含まれません。

※ 複数の建設業に該当する建設業について同一人が経営業務の管理責任者になることができます。

※ ②の場合、複数の建設業について同一人が経営業務の管理責任者になることができます。

「経営業務の管理責任者に準ずる地位」とは、法人の場合は執行役員等役員（取締役）に次ぐ職制上の地位にあるもの、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にあるものを指します。

詳しくは事前にご相談ください。

※ 許可を受けようとする建設業の経営業務の管理責任者に準ずる地位の経験と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、③に該当します。

(2) 専任の技術者がいること (法第7条第2号)

1 専任の技術者の要件

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には、次表の要件を満たす専任の技術者をおくことが必要です。

表2 専任技術者の要件 (一般建設業)

①	[学歴と実務経験を有する者]	建設業法第7条第2号イに該当
	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し表3 (P9) に掲げる学科を修めて高等学校 (旧中等学校令による実業学校を含む。) 若しくは中等教育学校卒業後5年以上の実務経験を有する者	
②	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し表3 (P9) に掲げる学科を修めて大学若しくは高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) 卒業後3年以上の実務経験を有する者 ※ 専修学校 (いわゆる専門学校) ・職業能力開発校などは該当しません。	建設業法第7条第2号ロに該当
③	[実務経験を有する者]	建設業法第7条第2号ロに該当
④	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ※ 電気工事及び消防施設工事については、電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できません。	建設業法第7条第2号ハに該当
⑤	[資格を有する者]	
	許可を受けようとする建設業に関し表4 (P10.11) の○、◎に該当する資格を有する者	
⑥	[検定試験に合格し実務経験を有する者]	
	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定による検定で、表3 (P9) に掲げる学科をに合格した後5年以上実務の経験を有する者	
	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧専門学校卒業程度検定規定による検定で、表3 (P9) に掲げる学科をに合格した後3年以上実務の経験を有する者	
⑦	[国土交通大臣が認定した者]	
	個別の申請に基づき国土交通大臣が認定した者	

※ 実務経験で2業種以上申請する場合は、1業種ごとに10年以上の経験が必要です。

年数の計上の仕方については、P38を参照してください。

(特定建設業)

⑥	[資格を有する者]	建設業法第15条第2号イに該当
	許可を受けようとする建設業に関し表4 (P10.11) の○、◎に該当する資格を有する者	
⑦	[指導監督的実務経験を有する者]	建設業法第15条第2号ロに該当
	上記①～⑤の要件に該当し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上 (平成6年12月28日前の工事にあっては3,000万円以上、昭和59年10月1日前の工事にあっては1,500万円以上) であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者 ※ 指定建設業 (土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園) (P4) については、この基準により専任技術者になることはできません。	

⑧ [国土交通大臣が認定した者]	國土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者	建設業法第15条第2号ハに該当
------------------	--------------------------------------	-----------------

※ 「指導監督的実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

また、この経験は発注者から直接請け負った工事に関するものに限られ、発注者側の経験や下請負人としての経験は含まれません。

2 専任の技術者とは

- 1 各営業所ごとに専属でなければならず、同一企業（会社）であっても他の営業所との兼務は認められません。
- 2 所属する営業所に常時勤務する者でなければなりません。したがって、名義だけの者や常識上通勤不可能な者は除きます。
- 3 建設業の他社の技術者及び管理建築士、宅地建物取引主任者等、他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は兼ねることができます。
- 4 同一企業で同一の営業所である場合は、必要な要件を備えていれば、2業種以上の専任の技術者を兼ねることができます。また、経営業務の管理責任者や営業所長も兼ねることができます。
- 5 専任の技術者は所属する営業所に常時勤務する者であるため、原則的に「主任技術者」、「監理技術者」や「現場代理人」にはなれません。

ただし、「専任を要しない工事」であり、工事現場が営業所に近接して常時連絡をとりうる体制にある場合は、「主任技術者」、「監理技術者」を兼ねることができます。

※ 主任技術者（法第26条）

請け負った建設工事を施行するとき、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の監理をつかさどる者で、P7の表2の一般建設業の「専任の技術者」の要件を満たしている者をいいます。

※ 監理技術者（法第26条）

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が3,000万円以上（ただし建築一式工事業の場合は4,500万円以上）になる場合に、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の監理をつかさどる者で、P7の表2の特定建設業の「専任の技術者」の要件を満たしている者をいいます。

※ 主任技術者・監理技術者が専任を要する工事

公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な工事で、工事一件の請負代金の額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事を言います。

公共性のある施設・工作物の工事とは個人住宅を除くほとんどの工事で、民間工事も含まれます。

※ 現場代理人（法第19条の2）

請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として、工事現場の取締を行い工事の施工に関する一切の事項を処理する「現場代理人」を置くことができます。

建設業法上は現場代理人の資格に関する規定はないので、従業員であれば誰でも現場代理人として配置することができます。

また、現場代理人は、主任技術者（又は監理技術者）と兼ねることはできますが、原則として現場常勤が求められているため、営業所の専任技術者が現場代理人になることはできません。

指定建設業（P4）の監理技術者はP7の表2の⑥又は⑧に該当する者でなければなりません。

また、専任を要する工事の監理技術者については、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければなりません。

表3 技術者の学歴（所定学科・法第7条第2号イ該当）

許可を受けようとする 建 設 業	学 科
土木工事業 ほ装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、 都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工・コンクリート工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※ 上記学科以外の名称で疑義がある場合は、履修証明等を持参の上、御相談ください。

(次ページ参照)

◎特定（法第十五条第二号イ）の資格を有するもの　（注）特定の資格を有するものは、一般の資格も有する
○一般（法第七条第二号ハ）の資格を有するもの

表4 技術者の資格一覧表（資格・免許及びコード番号）

建設業の種類	「技術検定」		「建築士試験」		「技術士試験」		免状		登録証		免許証		「建築士法」		「技術士法」		「電気工事士法」		「電気工事士試験」		
	建設業法	建設業法	第一種電気工事士	取得後実務経験二年	第一種電気工事士	取得後実務経験二年	第一種電気工事士	取得後実務経験二年	第一種電気工事士	取得後実務経験二年	第一種電気工事士	取得後実務経験二年	第一種電気工事士	取得後実務経験二年	第一種電気工事士	取得後実務経験二年	第一種電気工事士	取得後実務経験二年	第一種電気工事士	取得後実務経験二年	
土	◎ ○ ○ ○ ○																	○ ○ ○			○ ○ ○
建			○ ○															○ ○			
大			○ ○ ○ ○ ○															○ ○ ○ ○ ○			
左			○ ○ ○ ○ ○															○ ○ ○ ○ ○			
と	○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○															○ ○ ○ ○ ○			
石	○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○															○ ○ ○ ○ ○			
屋			○ ○ ○ ○ ○															○ ○ ○ ○ ○			
電					○ ○ ○ ○ ○												○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○
管						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
タ						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
鋼	○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
筋						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
ほ	○ ○ ○ ○ ○																○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
しゅ	○ ○ ○																○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
板						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
ガ						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
塗	○ ○ ○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
防						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
内						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
機						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
絶						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
通						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
園						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
井						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
具						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
水	○ ○ ○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
消						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
清						○ ○ ○ ○ ○											○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

(3) 請負契約に関して誠実性があること

許可を受けようとする者が法人である場合はその法人、役員、支店又は営業所の代表者が、個人である場合は本人又は支配人等が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行に際して詐欺・脅迫・横領等法律に違反する行為をいいます。

「不誠実な行為」とは、工事内容・工期等について請負契約に違反する行為をいいます。建設業法・建築士法・宅地建物取引業法等で「不正」又は「不誠実な行為」を行ったことにより、免許等の取消処分を受けて5年を経過しない者等は、誠実性のない者として取り扱われ、許可を受けることはできません。

暴力団の構成員である場合には、許可はできません。

(4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用があること

倒産することが明白である場合を除き、許可申請時において次表に掲げる要件を備えていること。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 自己資本の額が500万円以上であること。</p> <p>イ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。</p> <p>ウ 許可申請の直前過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。</p>	<p>次のすべてに該当すること。</p> <p>ア 欠損の額が資本金の額の20パーセントを超えていないこと。</p> <p>イ 流動比率が75パーセント以上であること。</p> <p>ウ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ自己資本の額が4,000万円以上であること。</p>

(注)

- この表の判断基準は、原則として許可申請時の直前の決算期における財務諸表によること。
- 「自己資本」とは、貸借対照表「純資産の部」の「純資産合計」の額をいう。
- 「500万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により500万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明等を得られることをいう。自己資本が500万円に満たない場合は、500万円以上の預金残高証明書（申請書受理日を基準として1ヶ月以内の証明日に金額を証するもの）等を提出すること。（更新は除く。）なお、個人の場合は、必ず提出すること。

(9月3日現在)

証明日	発行日	受付日
9/3	9/9	10/2
1ヶ月以内		

※申請書が「受付できる日」から1ヶ月以内

- 一般建設業の許可を受ける場合の「ウ」の要件については、申請時点で許可を有する場合のみ該当することになります。新規申請等の場合には、「ア」もしくは「イ」の要件を満たす必要があります。

- 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負の場合に、その額が資本準備金、利益準備金及びその他利益剰余金の合計を上回る額を、個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

	欠損比率
*p13参照 法人	$\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$
個人	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$

※ 欠損比率については、繰越利益剰余金がある場合や資本剰余金（資本剰余金合計）、利益準備金及びその他の利益剰余金（繰越利益剰余金を除く）の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合は、この計算式を使う必要はありません。

※ 計算例

次の場合の欠損比率は、25%となり要件を満たさなくなります。

繰越利益剰余金 (-21,000千円)

資本剰余金 (1,000千円)

利益準備金 (5,000千円)

任意積立金 (10,000千円)

$$\frac{21,000 - (1,000 + 5,000 + 10,000)}{20,000} = 25\% \text{ (欠損比率20%を超え、要件を満たさなくなります。)}$$

6 「流動比率」とは流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したもの（100を乗じた数）をいう。

流動比率	
法人	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
個人	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$

7 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、有限会社の資本の総額、合資会社及び合名会社等の出資金額を、個人にあっては期首資本金をいう。

(5) **欠格要件等**

下記のいずれかに該当する場合には、許可を受けられません。

1 法人にあってはその法人、役員、支店又は営業所の代表者が、個人にあってはその本人、支配人等が次の要件に該当しているとき。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 不正の手段により許可を受けて許可行政庁からその許可を取り消され、又は営業の停止の処分に違反して許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

ウ 許可の取消を免るために廃業の届出をしてから5年を経過しない者

エ 建設業法に違反して許可行政庁から営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 禁錮以上の刑に処せられた場合で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者

カ 建設業法若しくは建設工事の施工や建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令に定めるもの（建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律、刑法の特定の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者

キ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年でその法定代理人（P29参照）が上記の要件に該当する場合

2 許可申請書類の重要な事項について、虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いたとき

※ 申請が受理されますと、原則として申請手数料をお返しすることはできません。したがって、申請受理後欠格要件等に該当していることが判明し許可することができなくなりましても、申請手数料はお返ししませんので御注意ください。

5 許可を受けるための手続き

- ① 次の申請区分に従い、表5の建設業許可申請書類一覧表に掲げる書類（P16参照）を作成してください。
 〈申請区分〉

申 請 区 分	説 明
1 新 規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2 許 可 換 え 新 規	現在「有効な許可を受けている行政庁」から「有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁」に申請する場合 (例) 埼玉県知事許可 → 他都道府県知事許可 → 国土交通大臣許可
3 般 ・ 特 新 規	① 「一般建設業の許可のみ受けている者」が、新たに「特定建設業」を申請する場合 ② 「特定建設業の許可のみを受けている者」が、新たに「一般建設業」を申請する場合
4 業 種 追 加	① 「一般建設業の許可を受けている者」が「他の一般建設業」の許可を申請する場合 ② 「特定建設業の許可を受けている者」が「他の特定建設業」の許可を申請する場合
5 更 新	既に「許可を受けている建設業」をそのまま続けようとする場合
6 般 ・ 特 新 規 + 業 種 追 加	申請区分3と申請区分4を同時に申請する場合
7 般 ・ 特 新 規 + 更 新	申請区分3と申請区分5を同時に申請する場合
8 業 種 追 加 + 更 新	申請区分4と申請区分5を同時に申請する場合
9 般 ・ 特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新	申請区分3と申請区分4と申請区分5を同時に申請する場合

注意事項

- 1 更新の申請は、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までにしなければなりません。（更新の申請を怠った場合、満了日経過後は許可の効力を失います。）
 また、更新時に合わせて業種追加や般・特新規の申請を行う場合も、満了日の30日前までに申請しなければなりません。

更新の申請は { 国土交通大臣許可の場合 4か月前
 埼玉県知事許可の場合 2か月前 } から受け付けています。

- 2 手数料については、それぞれの申請に応じて手数料がかかります。（例えば知事許可の場合、一般と特定を同時に新規申請した場合は9万円+9万円で18万円、更新と業種追加を同時に行う場合、一般と特定の更新を行なう場合は5万円+5万円で10万円となります。P15参照。）
 3 次の場合は新規としての申請となります。

- ア 事業主の変更があった場合（父から子等に事業主が変更した場合）
- イ 個人事業から法人化した場合
- ウ 特定建設業の許可を一般建設業の許可に切り換える場合
- エ 一般建設業の許可を特定建設業の許可に切り換える場合

(注) アーウの場合には、従前の許可については廃業届を提出してください。（P72参照）また、ウ・エの場合は、変更事項があるときは変更届を提出してください。（P65、66参照）

② 申請書類の提出部数及び提出先

区分	提出部数	提出先窓口
大臣許可	正本一通、副本一通、営業所（本店を含む）のある都道府県の数と同一部数の写し	埼玉県国土整備部 建設管理課建設業担当 TEL 048 (830) 5176 5177 ※ 申請はすべて持参による受付です。 郵送による受付は行っておりませんのでご注意ください。
知事許可	正本一通・副本一通	

(注) 副本・写しについては、複写したものでも可

③ 申請受付時間

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）の 午前 9：00～11：00
午後 1：00～ 4：15

④ 許可申請手数料等の納入

申請行政庁	申請区分	申請手数料等
埼玉県知事許可	○新しく許可を受けようとする場合 (新規、許可換え新規、般・特新規)	手数料 9万円 (埼玉県収入証紙で納入)
	○業種追加 ○更新	手数料 5万円 (埼玉県収入証紙で納入)
	○その他 上記の組み合わせにより、加算されます (P14参照)	
国土交通大臣許可	○新しく許可を受けようとする場合 (新規、許可換え新規、般・特新規)	登録免許税 15万円 浦和税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入り、領収証書の原本を正本に貼付
	○業種追加 ○更新	手数料 5万円 (収入印紙を正本に貼付)
	○その他 上記の組み合わせにより、加算されます (P14参照)	

(注) 登録免許税を除き、一度納入された手数料は、許可申請の審査に対するものですから許可を受けられなかった場合でも還付できません。

⑤ 書面審査及び営業所の実態調査

申請が許可要件に適合しているかどうか、及びその他の記載事項について書面審査を行い、必要な場合は、申請書類及びそれに伴う添付書類以外の資料を求めたり、営業所の実態等について調査を行うことがあります。

⑥ 許可の通知

許可の通知書が、申請書の所在地あてに送付されます。（県指定の封筒、転送不要）

⑦ 許可申請の却下と取下げ

申請内容が許可の基準に適合していない場合は、却下されます。また、申請者の都合で申請を取り下げようとするときは、申請の取下げ願書を提出してください。

6 申請書の記載について

表5 建設業許可申請書類一覧表

○印：必要書類 ●印：省略できる書類 ▲印：変更なければ省略できる書類

■印：事業年度終了報告書として提出する書類 ×印：不要

1 新規 2 許可換え新規 3 般・特新規 4 業種追加 5 更新 6 般・特新規十業種追加

7 般・特新規十更新 8 業種追加十更新 9 般・特新規十業種追加十更新

綴 込 順 番 号	様 式 番 号	書 類 の 名 称	法人・個人別 必要書類		申 請 区 分				摘要		
			要○否×		1 2	3 7	5	8 4 9 6			
			法人	個人							
1	1 (00001)	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	P18		
2	別紙一	役員の一覧表	○	×	○	○	○	○	P21		
3	別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等）	○	○	注8○	注8○	×	注8○	P22		
4	別紙二(2)	営業所一覧表（更新）	○	○	×	注9○	注9○	注9○	P23		
5	別紙三	収入印紙、証紙等はり付け欄	○	○	○	○	○	○			
6	2	工事経歴書	○	○	○	○	○	注5■	P24		
7	3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	注5■	P27		
8	4	使用人数	○	○	○	○	○	▲	P28		
9	6	誓約書	○	○	○	○	○	○	P29		
10	7 (00002)	経営業務の管理責任者証明書	○	○	○	○	○	○	P30		
11	8(1) (00003)	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○	○	○	×	P33		
12	8(2)	専任技術者証明書（更新）	○	○	×	注1○	○	注1○	P36		
		卒業証明書	○	○	○	注2○	●	注2○	P34		
13	9	実務経験証明書	○	○	○	注2○	●	注2○	P37		
14		その他資格証明書	○	○	○	注2○	●	注2○	P34		
15	10	指導監督的実務経験証明書 (一般建設業の場合は必要ありません)	○	○	○	注2○	●	注2○	P39		
16	11	建設業法施行令第三条に規定する使用人の一覧表 (本店以外に営業所がある場合)	○	○	注3○	注3○	注3○	注3○	P40		
17	11-2 (00007)	国家資格者等・監理技術者一覧表 資格証明書	○	○	○	▲	▲	▲	P41		
18	12	許可申請者〔法人の役員 本人 法定代理人〕略歴書	○	○	○	○	○	○	P43		
19		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (発行後3か月以内のもの)〈登記されていないことの証明書〉	○	○	○	○	○	○	P63		
20		破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書(発行後3か月以内のもの)〈身分証明書等〉	○	○	○	○	○	○	P63		
21	13	建設業法施行令第三条に規定する使用人の略歴書(本店以外に営業所がある場合の営業所の代表者)	○	○	注3○	注3○	注3○	注3○	P44		
22		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (発行後3か月以内のもの)〈登記されていないことの証明書〉	○	○	注3○	注3○	注3○	注3○	P63		
23		破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書(発行後3か月以内のもの)〈身分証明書等〉	○	○	注3○	注3○	注3○	注3○	P63		
24	14	株主(出資者)調書	○	×	○	▲	▲	▲	P45		
25	20	営業の沿革	○	○	○	○	○	注4○	P45		
26	20-2	所属建設業者団体	○	○	○	▲	▲	▲	P46		
27	20-3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	P47		
28	20-4	主要取引金融機関名	○	○	○	▲	▲	▲	P49		
29.		納税証明書 (発行後3か月以内のもの)	知事許可	事業税	○	○	○	注5■	注5■	注5■	P63
			大臣許可	法人税	○	×	○	注5■	注5■	注5■	P63
				所得税	×	○	○	注5■	注5■	注5■	P63
30	15, 16, 17 17-2, 3	財務諸表(法人)	○	×	○	○	注5■	注5■	注5■	P50	
31	18, 19	財務諸表(個人)	×	○	○	○	注5■	注5■	注5■	P59	
32		定款	○	×	○	○	注6●	注6●	注6●	P63	
33		商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの)	○	注7○	○	注6●	注6●	注6●	注6●	P63	

- 注1 申請区分7・8・9の場合には、更新の分についての専任技術者証明書（更新）も作成する。
- 注2 申請区分7・8・9の場合には、更新の技術者の分は省略。
- 注3 本店以外に営業所がない場合、支配人がいない場合は不要。
- 注4 申請区分4の場合は不要。
- 注5 （直前期を含めて）事業年度終了報告書が未提出の場合は、P66を参照の上、別途事業年度終了報告書を提出してください。
- 注6 定款・謄本について変更の有無を確認し、変更がある場合は、P65、P66を参照の上、別途変更届を提出してください。
- 注7 支配人登記をしている場合には必要。それ以外は不要。
- 注8 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合、余白に「該当なし」と記載して添付してください。
- 注9 申請区分7、5、8、9の場合で、従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合、余白に「該当なし」と記載して添付してください。

※ 各々の申請書類の作成については、申請書裏面の記載要項の他、この手引きの「記載上の注意」（摘要のページ参照）をよく読んで作成してください。（添付資料等必要なことがあります。）

※ 一覧表の綴込順で申請書を作成してください。

※ 更新と同時に業種追加を行う場合や、更新と一般又は特定の新規申請を同時に行う場合には、更新の許可期限の30日前までに申請を行わなければなりません。更新の許可期限まで30日以上ない場合は、更新と業種追加・新規の申請書を別々に作成してください。

許可申請書は、許可申請者が建設業法で定める許可要件に適合しているかどうか、すなわち許可できるかどうかを判断する資料になります。この許可申請書・添付書類等の中の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けているときは許可は受けられません。もし虚偽の記載等があればたとえ許可を受けた後であっても許可を取り消されることになり、さらにこうして許可を取り消された場合には、許可の取消の日から5年を経過しなければ新たに許可を受けられないことになりますから十分注意してください。

裏付け確認資料について

書類の名称	申請区分								摘要
	1・2	3	4	5	6	7	8	9	
営業所の確認資料	○	注1○	×	×	×	×	×	×	P19
経営業務の管理責任者の経験年数の裏付け資料	○	注2○	注2○	▲	注2○	注2○	注2○	注2○	P31
経営業務の管理責任者の常勤の確認資料	○	注1○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	P32
専任技術者の要件の裏付け資料	○	○	○	×	○	○	○	○	P34
専任技術者の常勤の確認資料	○	注1○	注3○	×	注3○	注3○	注3○	注3○	P34
財産的基礎要件を裏付ける資料	注4○	注4○	注4○	×	注4○	×	×	×	P12

注1 すべての業種を特定から一般にする場合は必要、それ以外（一般→特定等）は省略可。

注2 申請時以前に確認している場合、その期間分は省略可。

注3 申請時以前に確認している場合は省略可。

注4 直前5年間許可を継続して受けていた（1回以上更新している）場合は不要。

また、法人の場合、直近の財務諸表において「純資産合計」の額が500万円以上の場合は不要。

(1) 建設業許可申請書

様式第一号 (第二条関係)

(用紙A4)

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

平成 2△年 3月 1日

柱の中は記入しない		〒330-0063さいたま市浦和区高砂1-1-1	
地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿		(株)スズキ建設 代表取締役 鈴木太郎 <small>代表者印</small>	
行政庁側記入欄		申請者	
許可番号	大臣コード 項目番号 01	国土交通大臣 許可(般-□□) 知事 (1.新規 2.許可換え新規 3.般・特新規 4.業種追加 5.更新 6.般・特新規+業種追加 7.般・特新規+更新 8.業種追加+更新 9.般・特新規+業種追加+更新)	許可年月日 平成□□年□□月□□日 許可の有効期間の 調整については P5参照 (1.する) (2.しない)
申請の区分	申請年月日 02		
申請年月日	03	平成□□年□□月□□日	
許可を受けようとする建設業		土建 大工 石工 鋼管 夕鋼筋 ほしお板 ガラス 防内機 絶通 園井 具水消清	
申請時において既に許可を受けている建設業	04	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	(1.一般) (2.特定)
商号又は名称のフリガナ	05	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	
商号又は名称	06	スズキケンセツ	(株) (有)等の部分のフリガナはいらない
商号又は名称	07	(株)スズキ建設	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	スズキタロウ	姓と名の間は1カラム空ける
代表者又は個人の氏名	09	鈴木太郎	支配人の氏名
戸籍のとおりに記入する	10	11107	都道府県名 埼玉県
主たる営業所の所在地市区町村コード	11	高砂1-1-1	市区町村名 さいたま市浦和区
主たる営業所の所在地	12	336-0063	郵便番号 048-824-△△△△
電話番号	13	048-824-1234	左詰めで記入 つなぎには“-”(ハイフン)を使用
資本金額又は出資総額	14	1,200,000 (千円)	法人又は個人の別 1 (1.法人) (2.個人)
兼業の有無	15	(1.有) (2.無)	建設業以外に行っている営業の種類 建設資材販売
許可換えの区分	16	(1.大臣許可→知事許可 2.知事許可→大臣許可 3.知事許可→他の知事許可)	複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入
大臣コード	17	国土交通大臣 許可(般-□□) 知事 (1.大臣許可→知事許可 2.知事許可→大臣許可 3.知事許可→他の知事許可)	旧許可年月日 平成□□年□□月□□日
役員及び営業所については別紙による。			
連絡先 (株)スズキ建設 所属等 総務部	氏名 佐々木 健	電話番号 (048) 824-×××	会社等の担当者の氏名 ・連絡先を記入
ファックス番号 048-824-△△△△	申請者以外が代行して作成した場合には、ここに代行者の氏名、住所、電話番号を記載すること	さいたま市浦和区高砂3-15-1 行政書士 鈴木義彦 電話 048-824-2111	

記載上の注意

この様式の記入に際しては様式の裏面の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

1 営業所の確認資料として以下の添付資料が必要になります。

申請者本人・申請法人所有の場合	貸借の場合
次のⅠ、Ⅱ、Ⅲのうちいずれか Ⅰ 当該建物の登記簿謄本（原本）、もしくは全部事項証明書 Ⅱ 固定資産評価（課税）証明（原本） Ⅲ 火災保険証（写し）	次のⅠ、Ⅱ、Ⅲのうちいずれか Ⅰ 貸貸借契約書（写し） Ⅱ 使用貸借契約書（写し） Ⅲ 使用承諾書（原本） ※ Ⅲの使用承諾書の場合は、他に承諾者の所有がわかる建物の登記簿謄本（原本）、もしくは、全部事項証明書、固定資産課税証明（原本）又は火災保険証（写し）のいずれかが必要

※ 建設業を営業するすべての営業所について、必要です。

- (1) 登記簿上と事実上の本店（主たる営業所）が異なる場合は、所在地の記載を二段書きとし、上記確認資料の他、下記①および②の資料も添付してください。
 - ① 営業所の写真（外観（看板等が入っているもの）2枚、営業所内部2枚）
 - ② 登記簿上の本店では建設業の営業を行わない旨の誓約書
- (2) 火災保険証（写し）を添付する場合は、保険の対象物が建物となっているものが必要です。（家財が保険の対象物となっているものは確認資料に該当しません。）
- (3) 貸貸借契約書の使用目的が事務所目的以外の場合は、建物の所有者からの「事務所としての使用承諾書」が必要となります。（使用目的が事務所目的以外の場合とは、使用目的が居住目的、資材置き場又は倉庫目的となっている場合等です。）
- (4) 建物がプレハブ等で登記されておらず、上記確認資料が無い場合には、以下の①、②および③の裏付け書類が必要となります。
 - ① 土地の使用権限が確認できる書類（賃貸借契約書、土地登記簿謄本等）
 - ② 建物の写真（外観2枚、営業所内部2枚）
 - ③ 建物（プレハブ）の購入契約書等
- (5) 建物が共同所有の場合、共有者の承諾書も必要です。
- (6) 記載されている賃貸期間が自動継続等で確認できない場合は、使用承諾書若しくは、直近3か月の賃貸料の支払いを確認できるもの（領収書等）が必要です。
- 2 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合で支配人をおいている場合のみ記入してください。（登記している支配人のみ）
- 3 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合はその本店の所在地、郵便番号、商号又は名称、代表者氏名を記載して法人代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、郵便番号、商号又は名称及び氏名を記載して押印してください。（登記簿上と事実上の本店（主たる営業所）が違う場合は上記参照。）
- 4 [1] [0]、[1] [1]の欄には本店を記入してください。住所が事実上の所在地と登記上の所在地とで違う場合は、事実上の所在地を記入してください。
- 5 [1] [0]の市区町コード番号についてはP20の表7を参照の上記入してください。
- 6 [1] [4]兼業がある場合には、営業の種類を必ず記入してください。
- 7 許可申請事務担当者の氏名は、必ず記入してください。
- 8 [1] [6]の「大臣コード」枠（カラム）に記入するコードについては、P20の表6を参照の上記入してください。

※建設業許可取得後、営業所調査を行うことがあります。

表6 大臣・都道府県コード

0 0	国土交通大臣	1 0	群馬県	2 0	長野県	3 0	和歌山県	4 0	福岡県
0 1	北海道	1 1	埼玉県	2 1	岐阜県	3 1	鳥取県	4 1	佐賀県
0 2	青森県	1 2	千葉県	2 2	静岡県	3 2	島根県	4 2	長崎県
0 3	岩手県	1 3	東京都	2 3	愛知県	3 3	岡山県	4 3	熊本県
0 4	宮城県	1 4	神奈川県	2 4	三重県	3 4	広島県	4 4	大分県
0 5	秋田県	1 5	新潟県	2 5	滋賀県	3 5	山口県	4 5	宮崎県
0 6	山形県	1 6	富山県	2 6	京都府	3 6	徳島県	4 6	鹿児島県
0 7	福島県	1 7	石川県	2 7	大阪府	3 7	香川県	4 7	沖縄県
0 8	茨城県	1 8	福井県	2 8	兵庫県	3 8	愛媛県		
0 9	栃木県	1 9	山梨県	2 9	奈良県	3 9	高知県		

表7 埼玉県市区町村コード

市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	
(さいたま市)		蕨 市	11223	(北足立郡)		(児玉郡)		
西 区	11101	戸 田 市	11224	伊 奈 町	11301	美 里 町	11381	
北 区	11102	入 間 市	11225	(入間郡)			神 川 町	11383
大 宮 区	11103	朝 霞 市	11227	三 芳 町	11324	上 里 町	11385	
見 沼 区	11104	志 木 市	11228	毛 呂 山 町	11326	(大里郡)		
中 央 区	11105	和 光 市	11229	越 生 町	11327	寄 居 町	11408	
桜 区	11106	新 座 市	11230	(比企郡)			(南埼玉郡)	
浦 和 区	11107	桶 川 市	11231	滑 川 町	11341	宮 代 町	11442	
南 区	11108	久 喜 市	11232	嵐 山 町	11342	(北葛飾郡)		
緑 区	11109	北 本 市	11233	小 川 町	11343	杉 戸 町	11464	
岩 槻 区	11110	八 潮 市	11234	川 島 町	11346	松 伏 町	11465	
(その他の市)		富 士 見 市	11235	吉 見 町	11347			
川 越 市	11201	三 郷 市	11237	鳩 山 町	11348			
熊 谷 市	11202	蓮 田 市	11238	と き が わ 町	11349			
川 口 市	11203	坂 戸 市	11239	(秩父郡)				
行 田 市	11206	幸 手 市	11240	横 瀬 町	11361			
秩 父 市	11207	鶴 ケ 島 市	11241	皆 野 町	11362			
所 沢 市	11208	日 高 市	11242	長 濱 町	11363			
飯 能 市	11209	吉 川 市	11243	小 鹿 野 町	11365			
加 須 市	11210	ふ じ み 野 市	11245	東 秩 父 村	11369			
本 庄 市	11211	白 岡 市	11246					
東 松 山 市	11212							
春 日 部 市	11214							
狭 山 市	11215							
羽 生 市	11216							
鴻 巣 市	11217							
深 谷 市	11218							
上 尾 市	11219							
草 加 市	11221							
越 谷 市	11222							

(2) 役員の一覧表

別紙一

(用紙A 4)

役員の一覧表

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名等				
氏名	役名	常勤・非常勤の別	生年月日	住所
スズキ 鈴木 太郎	代表取締役	常勤	S25.4.24	さいたま市浦和区高砂1-1-10
スズキ 鈴木 二郎	取締役	常勤	S28.2.27	さいたま市浦和区高砂1-1-10
サトウ 佐藤 一郎	取締役	常勤	S30.10.27	さいたま市浦和区高砂3-15-1
スズキ 鈴木 花子	取締役	非常勤	S27.3.10	さいたま市浦和区高砂1-1-10
※氏名は、戸籍のとおり記入して下さい。				
「役員の氏名及び役名等」の欄には、業務を執行する社員（持分会社の業務を執行する社員）、取締役（株式会社又は有限会社の取締役）、執行役（委員会等設置会社の執行役）、これらに準ずるもの（法人格のある組合等の理事等）を常勤・非常勤の区別を入れて記載し、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は本欄の役員には含まれないので記載しないでください。				
個人事業主の場合は、添付不要				

(3) 営業所一覧表（新規許可等）

別紙二（1）

枠の中は記入しない (用紙A 4)

営業所一覧表（新規許可等）

行政手続記入欄		
区 分	項番	3
	8 1	1
大臣コード 知事		
許可番号	項番	3
	8 2	□ □
国土交通大臣 知事		
許可（般 - □ □）第 5 □ □ □ □ □ □ 号		
許可年月日 平成 □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日		

(主たる営業所)		従たる営業所がない（主たる営業所のみ） 場合、余白に「該当なし」と記載	
主たる営業所の 名 称		フリガナ ホンシャ 本社	
営業しよう とする建設業		土建 大工 左官 石屋 電管 タンク 鋼筋 ほしゆ板 ガラス 塗装 防内機 絶縁 圧力井具 水道 消防	（1. 一般） （2. 特定）
変更前		3 5 10 15 20 25 30	（1. 一般） （2. 特定）
(従たる営業所)		許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を記載	
従たる営業所の 名 称		フリガナ トダエイギョウショ 戸田営業所	
郵便番号		3 5 6 10 15 20 8 7 3 3 5 - 0 0 △ X	電話番号 0 4 8 - 4 4 1 - △ △ △ △
営業しよう とする建設業		土建 大工 左官 石屋 電管 タンク 鋼筋 ほしゆ板 ガラス 塗装 防内機 絶縁 圧力井具 水道 消防	（1. 一般） （2. 特定）
変更前		3 5 10 15 20 25 30	（1. 一般） （2. 特定）
内 容			
従たる営業所の 所在地市区町村 コ ー ド		3 5 1 1 2 2 4 8 5 1 1 2 2 4	都道府県名 埼玉県 市区町村名 戸田市
従たる営業所の 所 在 地		3 5 10 15 20 8 6 ○ X 町 1 - 1 - 1 23 25 30 35 40	
郵便番号		3 5 6 10 15 20 8 7 3 3 5 - 0 0 △ X	電話番号 0 4 8 - 4 4 1 - △ △ △ △
営業しよう とする建設業		土建 大工 左官 石屋 電管 タンク 鋼筋 ほしゆ板 ガラス 塗装 防内機 絶縁 圧力井具 水道 消防	（1. 一般） （2. 特定）
変更前		3 5 10 15 20 25 30	（1. 一般） （2. 特定）

(従たる営業所)			
従たる営業所の 名 称		フリガナ	
		3 5 10 15 20 8 4 □ □ □ □ □ □ □	23 25 30 35 40
内 容			
従たる営業所の 所在地市区町村 コ ー ド		3 5 10 15 20 8 5 □ □ □ □	都道府県名 市区町村名
従たる営業所の 所 在 地		3 5 10 15 20 8 6 □ □ □ □ □ □ □	35 40
郵便番号		3 5 6 10 15 20 8 7 □ □ - □ □ □	電話番号 □ □ □ □ □ □ □
営業しよう とする建設業		土建 大工 左官 石屋 電管 タンク 鋼筋 ほしゆ板 ガラス 塗装 防内機 絶縁 圧力井具 水道 消防	（1. 一般） （2. 特定）
変更前		3 5 10 15 20 25 30	（1. 一般） （2. 特定）

(3) 営業所一覧表 (更新)

別紙二 (2)

従たる営業所がない (主たる営業所のみ)
場合、余白に「該当なし」と記載

(用紙A4)

営業所一覧表 (更新)

営業所の名称		所在地 (郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
営業所	主たる		特定	一般
本社		〒336-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 (048-824-1234)	土・と	建
戸田営業所		〒335-〇〇△× 戸田市〇×町1-1-1 (048-441-△△△△)	土	建

※ 「営業所」とは、建設工事についての見積り、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所をいい、商業登記上の本店や支店であっても、建設工事に関する請負契約事務を行わない営業所は該当しません。従って、工事現場に置かれる工事事務所、作業所等は該当しません。

※ 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載してください。

※ 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を略号により、一般と特定に分けて記載してください。

(4) 工事経歴書

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙 A4）

市町村名まで記入		工事経歴書					請負代金の額の大きい順に記入		
(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート		工事 (税込 ・ 税抜)			税込、税抜のどちらかに○を付す				
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所に印を記載)	うち、 ・P.C. ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	
□□土建(株)	下請		佐藤マンション基礎工事	埼玉県川口市	鈴木 次郎	レ	4,750 千円	平成2△年9月	成2△年12月
△△土建(株)	下請		高砂住宅造成工事	埼玉県さいたま市	鈴木 次郎	レ	4,300 千円	平成2△年5月	平成2△年6月
高橋 太郎	元請		高橋邸外構工事	東京都足立区	佐藤 太郎	レ	2,200 千円	平成2△年7月	平成2△年8月
(主な未成工事)			未成工事がある場合は記入				千円	平成 年月	平成 年月
××土建(株)	下請		小林マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	上田 三郎	レ	8,200 千円	平成2△年12月	平成2□年3月
↑		↓		←			千円	平成 年月	平成 年月
直接注文を請け負った発注者・元請負人を記入		元・下請の区別を記入		工事の現場名だけでなく工事内容がわかる程度の工事名までを記入			千円	平成 工期を記入 年月	平成 年月
							千円	平成 年月	平成 年月

このページの合計を記入	→	小計	3 件	11,250 千円		うち 元請工事
					2,200 千円	千円

最終ページにおいてその業種の合計を記入	→	合計	3 件	11,250 千円		うち 元請工事
					2,200 千円	千円

・許可申請日の属する事業年度の前事業年度の完成工事高の合計を記入
・未成工事高は合算しない

記載上の注意

この様式の記入に際しては、下記の事項に注意してください。

- 1 経営事項審査と工事経歴書を兼ねる場合は P25を参照してください。
 - 2 「税込・税抜」については、該当するものに○を付してください。
 - 3 この様式は、許可を受けようとする業種ごとに作成してください。
 - 4 工事の実績がない場合は(建設工事の種類)を記入し、空欄に「該当なし」と記入し必ず添付してください。
 - 5 1件の請負契約を分割して複数の業種に計上することはできません。
例：建築一式工事を請け負った場合、この工事を管工事や電気工事とその他の工事に分けてそれぞれの業種に計上することはできず、これらすべてを建築一式工事として計上します。
 - 6 この工事経歴書には、許可申請日の属する事業年度の前事業年度の主な完成工事について、請負代金の大きい順に記載し、それに続けて主な未成工事について請負代金の大きい順に記載してください。建設工事の業種ごとに1・2枚で結構です。（ただし、経営事項審査と工事経歴書を兼ねる場合は P25参照。）
 - 7 「元請又は下請の区別」の欄の「元請」とは、建設工事の最初の注文者（発注者）から請け負ったものをいいます。
 - 8 「配置技術者」欄については、新規申請以外は必ず記入してください。
 - 9 請負金額に変更があった場合には、変更後の金額を記載してください。
 - 10 無許可で軽微な工事以外の工事（P1参照）を請け負ったことがある場合は、このことについての始末書を添付してください。
- ※ 土木一式工事について
- 土木一式工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物(例えば橋梁、道路、ダム、トンネル等)の工事が該当し、外構工事、標識工事、バックネット・フェンス工事、小規模な土地造成工事その他の基礎的準備的工事は、とび・土工・コンクリート工事に該当します。

※ 経営事項審査と工事経歴書を兼ねる場合

経営事項審査を受審する建設業者は、下記のとおり作成した工事経歴書を事業年度終了報告書に添付・提出すれば、経営事項審査受審時に工事経歴書を省略できます。その際に、下記の様式の工事経歴書には決算が終了した直前の事業年度1年間についての工事経歴の記入がなされていることが必要ですので注意してください。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

(用紙A4)

工事経歴書

各工事の主任技術者・監理技術者を記入

- ・土木一式については「PC」
 - ・とび・土工については「法面処理」
 - ・鋼構造物については「鋼橋上部」
- に○を付し、該当する額を記入

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート

工事 (税込・税抜)

注文者 直接注文を請け負った発注者・元請負人を記入	元請又は下請の別	JVの別	工事名 共同企業体（JV）で行った工事は、「JV」と記載	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に記載）、主任技術者・監理技術者	請負代金の額 うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期	
								着工年月	完成又は完成予定年月
秩父県土整備事務所	元請		県道××線法面処理工事	埼玉県秩父市	鈴木 次郎	レ	16,500 千円 4,550 千円	平成2△年9月	平成2△年12月
中村 花子	元請		中村邸外構工事	東京都足立区	鈴木 次郎	レ	7,200 千円 千円	平成2△年5月	平成2△年6月
佐藤 太郎	元請		佐藤マンション基礎工事	埼玉県川口市	佐藤 太郎	レ	5,600 千円 千円	平成2△年1月	平成2△年2月
〇〇土建（株）	下請		浦和高砂宅地造成工事	埼玉県さいたま市	佐藤 太郎	レ	17,100 千円 千円	平成2△年6月	平成2△年12月
〇〇土建（株）	下請		戸田宅地コンクリート工事	埼玉県戸田市	佐藤 太郎	レ	7,000 千円 千円	平成2△年3月	平成2△年4月
〇〇土建（株）	下請		〇〇邸解体工事	埼玉県さいたま市	上田 三郎	レ	3,000 千円 千円	平成2△年3月	平成2△年4月
木村 三郎	元請		木村邸フェンス工事	埼玉県熊谷市	上田 三郎	レ	2,700 千円 千円	平成2△年1月	平成2△年2月
(主な未成工事)			未成工事がある場合は記入						
××土建（株）	下請		小林マンション基礎工事	埼玉県さいたま市	上田 三郎	レ	8,200 千円 千円	平成2△年12月	平成2□年3月
			その他	11件			22,100 千円 千円		

原則 消費税抜
P58その他参照

このページの合計を記入

小計	18 件	81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事
			41,000 千円	4,550 千円

最終ページにおいてその業種の合計を記入

合計	18 件	81,200 千円	4,550 千円	うち 元請工事
			41,000 千円	4,550 千円

- ・1年間の完成工事高の合計を記入
- ・未成工事高は合算しない

①元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載

※注1、注2

②①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事についてすべての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載

※注1、注2

③②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

注1

税込500万円未満（建築一式については、税込1,500万円未満又は延べ面積150m²未満の木造住宅）の工事については10件まで記載すればよい

注2

請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

記載上の注意

この様式の記入に際しては、下記の事項に注意してください。

- (1) 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る請負代金の額の合計額の7割（当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円）を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください。

ただし、上記に該当する元請工事に軽微な工事（工事1件の請負代金が建築一式工事にあっては、税込1500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事外の建設工事にあっては、税込500万円に満たない工事）が含まれる場合については、軽微な建設工事は10件を超えて記載する必要はありません。

- (2) それに続けて、総完工事高の7割（当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円）を超えるところまで、元請工事・下請工事の別に関わらず、請負代金の額の大きい順に工事((1)により既に本表に記載を行った元請工事を除く。)を記載してください。

ただし、上記に該当する工事に軽微な建設工事が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する工事は10件を超えて記載する必要はありません。

- (3) さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載してください。

- (4) 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載してください。

- (5) 「配置技術者氏名」の欄には、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載してください。

- (6) 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載してください。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記してください。

- (7) 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に○を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載してください。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- (8) 「小計」の欄には、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計を記入して下さい。また、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事にあっては、(7)により記載した請負代金の合計も記入してください。

- (9) 「合計」の欄には、業種ごとの最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計を記入してください。また、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事にあっては、(7)により記載した請負代金の合計も記入してください。

- (10) その他の記載上の注意については、工事経歴書（P24）の記入方法に従ってください。

(5) 直前3年の各事業年度における工事施工金額

様式第三号（第二条関係）

税込、税抜のどちらかに○を付す

(用紙A4)

前々年の決算
期分を記入

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜／単位 千円)

事業年度	注文者 の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の 建設工事の 施工金額	合計
		土木 一式	建築 一式	とび 土工	工事		
第6期 平成2△年4月1日から 平成2□年3月31日まで	元請	公共	35,600	83,500			119,100
	民間	業種名を記入			2,600		2,600
	下請				41,540		41,540
	計	35,600	83,500	44,140			163,240
第7期 平成2□年4月1日から 平成2○年3月31日まで	元請	公共	41,000	48,000		前年の決算期 分を記入	89,000
	民間		26,020	22,000			48,020
	下請			31,800			14,080
	計	41,000	74,020	53,800			14,080
第8期 平成2○年4月1日から 平成2×年3月31日まで	元請	公共	58,160	62,710			120,870
	民間			25,100			25,100
	下請			31,130			31,130
	計	58,160	62,710	56,230			177,100
第期 平成 年月日から 平成 年月日まで	元請	公共	直前の決算期 分を記入			損益計算書の 完成工事高と の数字と同じ	
	民間						
	下請						
	計						

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- 1 この様式には、完工工事の請負代金の額を元請（公共・民間別）・下請の別に記載してください。
- 2 この様式でいう「直前3年の事業年度」とは、申請時の直前の決算期（個人は12月31日）から起算して過去3年間の事業年度をいいます。
- 3 各事業年度における工事施工金額については、工事別内訳を記入してください。
- 4 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする業種の施工金額をすべて記入してください。既に許可を受けている建設業のある場合には、それらについてもすべて工事の種類ごとに記入してください。（施工金額がない場合でも、数字の欄に0と記入してください。）
- 5 「その他の建設工事の施工金額」には、許可を受けていない建設業にかかる軽微な工事の施工金額を記入してください。

※ 金額は千円単位で記入してください。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大企業にあっては、百万円単位で記入することができます。その際、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」と直して記入してください。

(6) 使用人数

様式第四号（第二条関係）

許可に係る専任技術者の要件を満たす者の
数について記載する（P7表2参照）

（用紙A4）

使　用　人　数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	5人	3人	7人	15人
○○営業所	2	2	4	8
合計	7人	5人	11人	23人

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- 「使用人数」の中には、法人の場合は代表権を有する役員を含む取締役、理事（非常勤を除く）等の人数を記入し、個人の場合は事業主を含めた人数を記入してください。また、アルバイト、パート等の臨時的な職員及び労務者（臨時的な者、又は常用であっても現場の単純な業務のみ従事する者）は含みません。
- 建設業に従事している職員数を記載し、建設業以外の兼業部門に従事している職員は、記載しないでください。
- 建設業以外の兼務がある者で、建設業に従事する職員と建設業以外の兼業部門に従事する職員とに分けることができない場合は、直前決算時における完成工事高と兼業売上高の比率によって按分してください。

(7) 誓 約 書

様式第六号（第二条関係）

(用紙A 4)

誓 約 書

申請者、申請者の役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成 2△年 3月 1日
申請者

さいたま市浦和区高砂1丁目1番1号
(株)スズキ建設
代表取締役 鈴木太郎 代表者印

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県知事 殿

不要のものを消す

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」について、不要のものを消すこと。

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- ※ この「誓約書」は、申請者、申請者の役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人が欠格要件（P13参照）に該当しないことを誓約するものです。欠格要件に該当した場合は許可を受けることができず、許可を受けた後においてもその許可を取り消されることとなります。契約書は、これらすべてのものが個々に提出することが原則ですが、ここでは、申請者が法人であるときはその法人が、個人であるときには、その者が代表してその旨を誓約すればよいこととされています。
- ※ 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、支配人及び営業所（本店を除く）の代表者で、建設工事の請負契約の締結及びその履行にあたって一定の権限を有すると判断されるもの、すなわち「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第十一号、P40）に記載するものをいいます。
- ※ 「法定代理人」とは、未成年が法律行為を行う場合に同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有するものをいいます。未成年が建設業の営業を行う場合には、法定代理人を選任しなければなりません。

(8) 経営業務の管理責任者証明書

様式第七号（第三条関係）

（用紙A4）

0 0 0 0 2

経験した業種
を記入

経営業務の管理責任者証明書

(1) 下記の者は、**土・建・と** 工事業に関し、次のとおり経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役 ← 経験した当時の役職名を記入

経験年数 昭和55年 4月から 平成22年 3月まで 満 29年 11月

証明者と被証明者との関係 役員

備 考

平成2△年 3月 1日

さいたま市浦和区高砂1-1-1

(株)スズキ建設

代表取締役 鈴木太郎

代表者印

不要なものを
消す

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者 **{の常勤の役員
本社支社大
の支配人}** で建設業法第7条第1号 **{イ}** に該当する者であることに相違ありません。

平成2△年 3月 1日

さいたま市浦和区高砂1-1-1

(株)スズキ建設

代表取締役 鈴木太郎

代表者印

~~地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県知事~~ 殿

申請又は届出の区分 **□ 1 7 1** 項番 **3** (1. 新規 2. 変更 3. 経営業務の管理責任者の追加 4. 経営業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 平成 年 月 日

P20表6参照 大臣コード
許可番号 **□ 1 8 1 1** 3 國土交通大臣 許可 (般-2△) 第 **0 9 9 9 9 9** 号 5 10 11 13 15
埼玉県知事 特-2△ 平成2△年04月01日

記

右詰めで記入
余白は必ず「0」
で埋める

◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ **□ 1 9 □ ス □ ズ** 3 フリガナの頭2文字
を記入 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]

氏名 **□ 2 0 □ 鈴 □ 木 □ 太 □ 郎** 5 10 13 14 16 18 生年月日 **S 2 5 年 0 4 月 2 4 日**

住所 所 さいたま市浦和区高砂1-1-10

◎【変更前】

「申請又は届出の区分」が
2の「変更」のみ記入

氏名 **□ 2 1 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □** 3 5 10 13 14 16 18 生年月日

元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]

□ □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式裏面の記載要領によるほか、下記の事項に注意してご記入ください。

1 経営業務の管理責任者証明書には、以下の添付資料が必要になります。

（「経営業務の管理責任者」の要件については、「4 許可を受けるための要件」P6～7の（1）を参照してください。なお、更新で変更のない場合、添付資料は不要です。）

① 経験年数の裏付け資料（許可を受けようとする業種の経験は5年分、それ以外の業種の経験は7年分）

	個 人	法 人				
証 明 者 が 建 設 業 許 可 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○確定申告書控（原本提示） もしくは許可申請書の副本 ※ 証明書備考欄に許可番号及び許可の内容等を記載すること (記載例) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="padding: 5px;">埼玉県知事許可 般△一第12345号 許可年月日 平成△年△月△日 許可業種 建築一式 電話番号 048-824-2111</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 許可業種以外の業種及び工事経歴で工事実績が確認できない場合は下記に準じる 	備 考	埼玉県知事許可 般△一第12345号 許可年月日 平成△年△月△日 許可業種 建築一式 電話番号 048-824-2111	<ul style="list-style-type: none"> ○商業登記簿謄本（現在謄本、役員欄の閉鎖謄本を期間分）、もしくは履歴事項全部証明書 ※ 証明書備考欄に許可番号及び許可の内容等を記載すること (記載例) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="padding: 5px;">埼玉県知事許可 般△一第12345号 許可年月日 平成△年△月△日 許可業種 建築一式 電話番号 048-824-2111</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 許可業種以外の業種及び工事経歴で工事実績が確認できない場合は下記に準じる 	備 考	埼玉県知事許可 般△一第12345号 許可年月日 平成△年△月△日 許可業種 建築一式 電話番号 048-824-2111
備 考	埼玉県知事許可 般△一第12345号 許可年月日 平成△年△月△日 許可業種 建築一式 電話番号 048-824-2111					
備 考	埼玉県知事許可 般△一第12345号 許可年月日 平成△年△月△日 許可業種 建築一式 電話番号 048-824-2111					
証 明 者 が 建 設 業 無 許 可 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○確定申告書控（原本提示） ○契約書、請求書、注文書等（原本提示）（注） ※ 確定申告書は、原則として、税務署の受付印があり、かつ事業種目に当該建設業が記載されていることが必要です。確定申告書に税務署の受付印がない場合又は確定申告書がない場合は、市区町村で発行される「所得証明書」を提示してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○商業登記簿謄本（現在謄本、役員欄の閉鎖謄本を期間分）、若しくは履歴事項全部証明書 ○契約書、請求書、注文書等（原本提示）（注） 				

※ 経営業務の管理責任者に準じる地位の経験の場合、職制上の地位を証明する資料が必要です。

（P7 参照）詳しくは、事前にご相談ください。

※ 被証明者が営業所長の場合、在職期間内の許可申請書副本及び建設業法施行令第3条の使用人の一覧表、建設業法施行令第3条の使用人の新任及び退任の変更届出書、会社の組織図、職務権限及び在職期間を証明する書類、辞令等を提示してください。

※ 支配人・営業所長経験について、不明な点がありましたら相談してください。

（注） 契約書、請求書、注文書等は、申請する業種に係る工事内容が明記されたもので、期間通年分（毎月1件が目安）の原本提示が必要（請求書がパソコンの打ち出しやコピー等の場合は、預金通帳の提示で入金を確認させていただきます。）

② 常勤の確認資料

個人	法人
<p>管理責任者が申請者本人の場合</p> <p>○住民票（発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの）</p> <p>○国民健康保険証写し</p> <p>○直近分の確定申告書控（原本提示）</p> <p>※ 確定申告書に税務署の受付印がない場合又は確定申告書がない場合は、市区町村で発行される「所得証明書」を提示してください。</p> <p>※ 個人で新たに事業を始める場合で確定申告をまだ一度も行っていないときは、確定申告書控は必要ありません。</p> <p>管理責任者が申請者本人ではない場合 右記と同じ</p>	<p>○住民票（発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの）</p> <p>○つぎのI、II、III、IVのいずれか</p> <p>I. 社会保険証写し</p> <p>II. Iに法人が未加入の場合、雇用保険被保険者証写し又は厚生年金の被保険者標準報酬決定通知書写し（直近分）</p> <p>※ 定時決定の対象外となっている場合は厚生年金の被保険者資格取得時確認通知書写し</p> <p>III. I、IIに法人が未加入の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証写し ・住民税特別徴収税額通知書写し（直近分） <p>IV. I、IIに法人が未加入又はIIIに該当しない場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証写し ・常勤の怠書（申請法人名で作成し、申請法人の実印で押印） ・印鑑証明（申請法人印のもので、発行後3か月以内のもの） ・源泉徴収簿（申請日現在の属する年のもの）又は賃金台帳等写し ※源泉徴収票ではない。

- 2 「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」と、証明者の立場からみた被証明者との関係を記載してください。
- 3 (1) 「証明者」は、原則として使用者であることとします。例えば、法人の役員であった者についての証明者は、証明しようとする期間にその者が在職していた法人の代表者がこれに該当します。ただし、個人事業主として建設業を自営してきた場合は自己証明となります。解散等のために使用者がいない場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（当時の役員等）（証明者の印鑑証明添付）とすることができます。この場合には、解散等の事実を証明するに足る資料（商業登記簿閉鎖謄本等）を添付してください。
- なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には「備考」の欄にその理由を記載し、自己証明とすることができます。この場合には、その法人に在職していたことがわかる資料（社会保険加入期間証明等）を添付してください。
- (2) 「証明者」の欄には、証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、個人である場合にはその本店の所在地、商号又は名称、氏名を記載して実印を押印してください。
- 4 経営業務管理責任者が、他の法人の取締役に就任している場合には、当該法人の代表者からの非常勤証明書が必要となります。
- 5 経営業務管理責任者が、他の法人の清算人や単独で代表権を有する者は、経営業務管理責任者にはなれません。

(9) 専任技術者証明書（新規・変更）

様式第八号（1）（第三条関係）

(用紙A4)
00003

一般建設業の場合

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、{建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号}に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

特定建設業の場合

該当のない方を二重線で抹消

平成2△年4月1日

T336-0063さいたま市浦和区高砂1-1-1

(株)スズキ建設

申請者 届出者 代表取締役 鈴木太郎

代表者印

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県知事 殿

区分 分 6 1 1 3 1 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ
等 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削除 る営業所のみの変更)

フリガナの頭2文字番号 6 2 1 1 3 土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清 許可年月日
を記入 平成2△年05月01日 姓と名の間に1カラム空ける

国土交通大臣 許可 (般特-2△) 第099999号

埼玉県知事

P35表8参照

氏名	6 3 ヤマモト カズオ	元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]
現後担当する建設工事の種類	6 4 9 1 3 5 10 15 20 25 30	生年月日 S 2 1 年 0 3 月 0 2 日
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分	6 5 1 3 5 7 9 11 13 15 17	
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所	さいたま市中央区中央1-1-10	営業所の名称 (新所属) 本社

P10~11表4
参照

氏名	6 3 スズキ タロウ	元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]
現後担当する建設工事の種類	6 4 9 1 3 5 10 15 20 25 30	生年月日 S 2 5 年 0 4 月 2 4 日
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分	6 5 0 2 5 7 9 11 13 15 17	
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所	さいたま市浦和区高砂1-1-10	営業所の名称 (新所属) 本社

氏名	6 3 スズキ サブロウ	元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]
現後担当する建設工事の種類	6 4 9 7 1 3 5 8 10 15 20 25 30	生年月日 S 2 8 年 0 2 月 2 7 日
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分	6 5 1 3 5 8 7 9 11 13 15 17	
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	営業所の名称 (新所属) ○○営業所

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- 専任技術者証明書（新規・変更）には、以下の添付資料が必要になります。

（「専任技術者の要件」については、「4 許可を受けるための要件」（P7、8の(2)）を参照してください。）

- 専任技術者の要件の裏付け資料

学歴十実務経験者の場合 (法第7条第2号イ該当)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/>卒業を証する書類（卒業証明書原本又は卒業証書写し） ※ 卒業証書の場合は原本も提示 <input type="radio"/>実務経験証明書（様式第9号、P37～38参照） <input type="radio"/>実務経験証明期間分の契約書、請求書、注文書等（原本提示）
実務経験者の場合 (法第7条第2号ロ該当)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/>実務経験証明書（様式第9号、P37～38参照） <input type="radio"/>実務経験証明期間分の契約書、請求書、注文書等（原本提示）
資格者の場合 (法第7条第2号ハ該当) (法第15条第2号イ・ハ該当)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/>資格を証する書類（合格証明書、免許証、登録証、免状、認定書等）写し ※ 資格を証する書類の場合は原本も提示 <input type="radio"/>大臣認定書は、有効期間内のものであること（認定書の有効期間は5年）
指導監督的実務経験者の場合 (法第15条第2号ロ該当)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/>上記の該当する書類 <input type="radio"/>指導監督的実務経験証明書（様式第10号、P39参照） <input type="radio"/>指導監督的実務経験証明期間分の契約書、請求書、注文書等（原本提示） <input type="radio"/>建設業法第40条の3に規定する帳簿、法第24条の7に規定する施工体制台帳等で監督者の氏名が確認できる書類

※ 職業能力開発促進法（旧職業訓練法）の2級技能検定合格者、第2種電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、地すべり防止工事士、建築設備士、一級計装士については、実務経験証明書も必要です。（P37参照）

- 常勤の確認資料

個人	法人
<ul style="list-style-type: none"> ●専任技術者が申請者本人の場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/>住民票（発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの） <input type="radio"/>国民健康保険証写し <input type="radio"/>直近分の確定申告書控（原本提示） <ul style="list-style-type: none"> ※ 確定申告書に税務署の受付印がない場合又は確定申告書がない場合は、市区町村で発行される「所得証明書」を提示してください。 ※ 個人で新たに事業を始める場合で確定申告をまだ一度も行っていないときは、確定申告書控は必要ありません。 ●専任技術者が申請者本人ではない場合 右記と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/>住民票（発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの） <input type="radio"/>つぎのI、II、III、IVのいずれか <ul style="list-style-type: none"> I 社会保険証写し II Iに法人が未加入の場合、雇用保険被保険者証写し又は厚生年金の被保険者標準報酬決定通知書写し（直近分） ※ 定時決定の対象外となっている場合は厚生年金の被保険者資格取得時確認通知書写し III I、IIに法人が未加入の場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証写し ・住民税特別徴収税額通知書写し（直近分） IV I、IIに法人が未加入又はIIIに該当しない場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証写し ・常勤の怠書（申請法人名で作成し、申請法人の実印で押印） ・印鑑証明（申請法人印のもので、発行後3か月以内のもの） ・源泉徴収簿（申請日現在の属する年のもの）又は賃金台帳等写し ※源泉徴収票ではない。

- [6] [4]の「建設工事の種類」、[6] [5]の「有資格区分」の欄については、P10～11の表4とP35の表8の分類に従い該当するコードを記入してください。
- 営業所（新営業所）の名称については、専任技術者が現在常勤している営業所の名称を記載してください。
- 専任技術者が、他の法人の取締役に就任している場合には、当該法人の代表者からの非常勤証明書が必要となります。

表8 資格コード番号（専任技術者）

	技術者の要件	建設業の種類 (項目64)	有資格区分 (項目65)
一般	学歴+実務経験 (法第7条2号イ)	1	01
	実務経験10年以上 (法第7条2号ロ)	4	02
	資格 (法第7条2号ハ)	7	P10~11表4の資格表のうち○と◎のもの
特定	資格 (法第15条2号イ)	9	P10~11表4の資格表のうち◎のもの
	学歴+実務経験+指導監督的実務経験 (法第15条2号ロ) ★	2	01
	実務経験+指導監督的実務経験 (法第15条2号ロ) ★	5	02
	資格+指導監督的実務経験 (法第15条2号ロ) ★	8	P10~11表4の資格表のうち○のもの
	大臣認定(指定建設業) (法第15条2号ハ)	3	03
	大臣認定(指定建設業以外) (法第15条2号ハ) ★	6	04

※ 指定建設業とは、土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の7業種。

※ ★の要件では指定建設業の専任技術者となれないでご注意ください。

(9) 専任技術者証明書（更新）

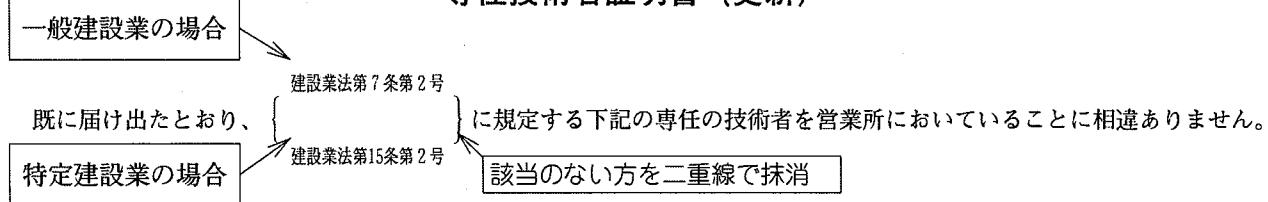
様式第八号(2)（第三条関係）

（用紙 A4）

（表 面）

申請区分5,7,8,9を行う
場合にのみ使用のこと

専任技術者証明書（更新）



平成 2△年 3月 1日

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1

（株）スズキ建設

（代表者印）

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県知事 殿

申請者 代表取締役 鈴木太郎

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	記 建設工事の種類	有資格区分	生年月日
本社	ヤマモトカズオ 山本和雄	(土)(と)-9	13	昭和21年3月2日
〃	スズキ木太郎	(建)-4	02	昭和25年4月24日
○○営業所	スズキ木三郎	(建)-7 (土)-9	38 13	昭和28年2月27日
		P10表4参照 P35表8参照		

記載上の注意

この様式に記入に際しては様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- 1 この様式は、既に許可を受けて専任技術者になっている者について、許可の更新の際に変更がない場合に記載する証明書です。
- ※ 専任技術者の変更・追加・削除があった場合は、変更の届出（P65変更届一覧表No.14参照）を提出してください。
- 2 専任技術者の要件については、「4 許可を受けるための要件」（P7～11）を参照してください。
- 3 営業所の名称については、専任技術者が現在常勤している営業所の名称を記載してください。

(10) 実務経験証明書

様式第九号（第三条関係）

許可を受けようとする
建設工事の種類を記入

実務経験証明書

（用紙A4）

下記の者は、建築一式 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 2△年 3月 1日

証明者の立場からみた被証明者
との関係を記入
(例) 社員、役員、従業員等

さいたま市大宮区大宮1-1-1
田中建設(有)

代表取締役 田中栄次

代表者印

社員

実務の経験を得たときに
所属していた使用者の商
号又は名称を記入

証明を得ようと
する者の氏名

実際に雇用されて
いた期間を記入

証 明 者

被証明者との関係

記

技術者の氏名	鈴木 太郎	生年月日	昭和25年4月24日	使用された期間	昭和62年 7月から 平成14年 8月まで
使用者の商号又は名称	田中建設(有)				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
現場作業員	○○邸新築工事	その他 1件	2年 1月から 2年 12月まで		
現場主任	○○邸新築工事	その他 2件	3年 1月から 3年 12月まで		
	{ 中略 }	{ 記入する際は 中略しない }		{ 中略 }	
〃	○○邸新築工事	その他 2件	13年 1月から 13年 12月まで		
〃	○○邸新築工事	その他 2件	14年 1月から 14年 8月まで		
使用者の証明を得ることができない場合はその理由			合計 満 12年 8月		

1行につき1年以上必要期間分記載

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

1 この証明書が必要とされる専任技術者は、下表に該当する者です。

法第7条第2号の該当部分		必要な実務経験年数（資格取得後）
イ	所定の学科（P9表3参照）を修めて学校を卒業した者で、卒業後実務経験のある者	大学卒業者 3年以上 高等学校卒業者 5年以上
		10年以上
ロ 実務経験者		
ハ	資格者のうち 右欄の①②③④⑤に該当する者	職業能力開発促進法（旧職業訓練法） ① による技能検定のうち2級の検定職種に合格した者 3年以上 （平成15年度以前は一年）
		② 地すべり防止工事士、建築設備資格者、 一級計装土の資格を有する者 1年以上
		③ 電気工事士法による第2種電気工事士 免状の交付を受けた者 3年以上
		④ 電気事業法による電気主任技術者免状 の交付を受けた者 5年以上 電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者
		⑤ 水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者 1年以上

上表イの場合 卒業証明書（原本）又は卒業証書写し（原本提示）+実務経験証明書

上表ロの場合 実務経験証明書のみ

上表ハの場合 ①②③④⑤の資格を証明する合格証又は免状写し（原本提示）+実務経験証明書

※ 実務経験の裏付け資料については、P34①を参照してください。証明者が許可業者でその証明期間中にその業種を取得していることが確認できる場合は、裏付け資料は必要ありません。

2 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類別に、被証明者1人について、証明者ごとに作成してください。

3 「実務の経験」とは、表1左欄（P1～3）に掲げる28種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。また、この実務経験は請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験もこれに含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。

4 「証明者」は、原則として使用者であることとします。使用者の証明を得ることができない正当な理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を記載して、当該事実を証し得る他の者（例えば当時の上司等）の証明とすることができます。

※ 「証明者」の欄は、「経営業務の管理責任者証明書」の記載上の注意（P32）を参照してください。

5 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載するものとし、具体的には、○○係長、○○工場長、○○課長等と記載してください。また、「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載するものとし、例えば、「都市計画街路○○線改良工事現場主任」、「○○駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体的な工事件名及び実務経験の種類をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載してください。

6 (1) 「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を合計して「合計」欄に記載するものとし、当該合計年数が必要な実務経験年数を満たしていることが必要です。

(2) 10年以上の実務の経験があってそれを記載する場合、すべての経験について、記載することができないときは、少なくとも1年について、1件以上の経験を記載してください。この場合、合計年数としては、記載した最初の実務経験の始期から最後の実務経験の終期までの期間を記載してください。

(3) 所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載してください。

なお、必要とする年数以上の証明書は省略しても差し支えありません。ただし、省略するものは原則として古い経験のものから省略してください。

7 経験年数が重複しているものにあっては、下記に掲げるもの以外は二重に計算することができません。例えば、10年間土木一式工事と建築一式工事の両方に従事していた場合に、同時期の経験は土木の実務経験10年と建築の実務経験10年として、計算することはできません。両方の資格を得たい場合は、併せて20年間の経験が必要となります。

※ 実務経験の振替ができる業種について（平成11年10月1日から実施）

(1) 振替のできる業種について

以下の場合に実務経験の振替が認められます。

①一式工事から専門工事への実務経験の振替

土木一式	⇒	とび・土工、しゅんせつ、水道施設
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁

注：矢印の方向に向かってのみ振替可、右枠内の業種間の振替不可

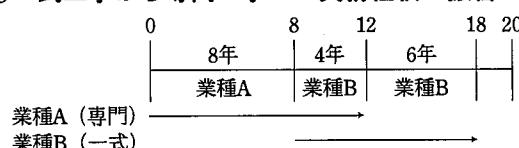
②専門工事間での実務経験の振替

大工	↔	内装仕上
----	---	------

(2) 振替をした場合の実務経験年数について

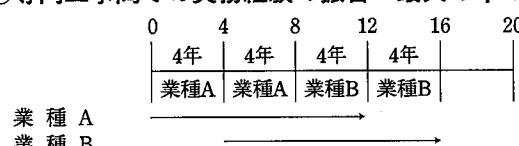
専任技術者になろうとする業種での実務経験と振替可能な業種での実務経験を、あわせて12年以上（専任技術者になろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要）有していれば、専任技術者となる資格を有することができます。

①一式工事から専門工事への実務経験の振替→最大2年の期間短縮



例：とび・土工の実務経験8年、土木一式の実務経験10年で、両方の専任技術者になることが可能

②専門工事間での実務経験の振替→最大4年の期間短縮



例：大工の実務経験8年、内装の実務経験4年で大工の専任技術者になることが可能、しかし、内装の専任技術者になることは不可

(3) 専任技術者証明書の取扱い

建設業の種類は「7」、有資格区分は「99」とします。

8 この様式は、申請区分が5（更新）の場合は不要ですのではずしてください。

(11) 指導監督的実務経験証明書

様式第10号（第十三条関係）

許可を受けようとする
建設工事の種類を記入

指導監督的実務経験証明書

(用紙A4)

下記の者は、**水道施設** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 2△年 3月 1日

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入
(例) 社員、役員、従業員等

さいたま市大宮区大宮1-1-1
田中建設(有)
代表取締役 田中栄次
○印

証明者

実際に雇用されていた期間を記入
被証明者との関係
記

社員

実務の経験を得たときに所属していた使用者の商号又は名称を記入

証明を得ようと/orする者の氏名

技術者の氏名	古田光一	生年月日	昭和29年1月1日	使用された	55年 7月から
使用者の商号又は名称	田中建設有限会社		期間	2年 8月まで	
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
埼玉県	112,000千円	工事課員	県営〇〇浄水場取水施設工事の指導監督	61年 3月から 62年 6月まで	
○○市	103,000千円	工事第一係長	市営〇〇浄水場取水施設工事の指導監督	63年 6月から 1年11月まで	
○○市	96,000千円	工事課長	市営〇〇浄水場取水施設工事の指導監督	1年12月から 2年 6月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 3年 2月

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- この証明者が必要とされる技術者は、特定建設業の許可を受けようとする者の技術者で法第15条第2号の口に該当する者、すなわち下記の者です。

一般建設業の許可を受けるに必要な技術者の要件を備えており、かつ許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が、4,500万円以上であるものに関して2年以上の指導監督的な実務の経験を有する者（P7表2「専任技術者の要件」参照）

なお、平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上の建設工事（昭和59年10月1日前の建設工事にあっては1,500万円以上のもの）に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。（2についても同じ）

※ 資格だけで特定建設業の専任技術者の要件を満たすもの（P10～11表4の○に該当する者）である場合は、この証明書は必要ありません。

- 「請負代金の額」、「実務経験の内容」の欄には、発注者から直接請け負った（元請の）1件の建設工事の請負代金の額が4,500万円以上のものについて、具体的な名称を請負契約書等により記載して経験の内容が明らかになるようにしてください。
- 「経験年数」の欄には「実務経験の内容」の欄に記載した建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を合計して「合計」欄に記載するものとし、当該合計月数が24か月以上になることが必要です。（上記記入例の場合、15か月+17か月+6か月で3年2か月となります。）この場合、経験期間は重複しているものは認められません。
- 「証明者」、「職名」の欄はP38の記載上の注意に準じて記載してください。
- 該当のない場合は、この様式は、省略してください。

(12) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

様式第十一号（第四条関係）

（用紙A4）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

営業所の名称	職名	フリガナ 氏名	生年月日	住所
○○営業所	営業所長	スズキ サブロウ 鈴木三郎	昭和28年2月27日	さいたま市浦和区北浦和5-6-5

記載上の注意

この様式の記入に際しては、下記の事項に注意してください。

- 1 この表は支配人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人（本店を除く支店又は営業所の代表者）について記載するものです。（P22「営業所一覧表」中の「従たる営業所」の代表者に該当するもの。）また、この表に記載した者に関してつぎの添付資料が必要です。

○住民票（発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの）
○つぎのI、II、III、IVのいずれか
I 社会保険証写し
II Iに法人が未加入の場合、雇用保険被保険者証写し又は厚生年金の被保険者標準報酬決定通知書写し（直近分）
※ 定時決定の対象外となっている場合は厚生年金の被保険者資格取得時確認通知書写し
III I、IIに法人が未加入の場合、
・国民健康保険証写し
・住民税特別徴収税額通知書写し（直近分）
IV I、IIに法人が未加入又はIIIに該当しない場合、
・国民健康保険証写し
・常勤の念書（申請法人名で作成し、申請法人の実印で押印）
・印鑑証明（申請法人印のもので、発行後3か月以内のもの）
・源泉徴収簿（申請日現在の属する年のもの）又は賃金台帳等写し ※源泉徴収票ではない。

- 2 「職名」は、申請者が個人で支配人を置く場合はその職名を「支配人」と記載し、主たる営業所以外の営業所を置く場合は、その営業所の代表者の職名を「○○支店長」、「○○営業所長」等と記載してください。
3 該当のない場合、この様式は省略してください。

(13) 国家資格者等・監理技術者一覧表

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

(用紙A4)
00007

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

平成2△年3月1日

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1

(株)スズキ建設

代表者印

申請者
届出者 代表取締役 鈴木 太郎

区 分			項目番号	3 7 1	1. 新規許可又は許可換え 大臣コード 知事	2. 一般建設業の許可のみ→ 特定建設業の許可を申請	3. 有資格区分等の変更	4. 技術者の追加	5. 技術者の削除
許可番号			3 7 2 1 1	国土交通大臣 埼玉県知事許可(般特-2△) 第099999号 記					
				許可年月日 平成2△年04月01日 姓と名の間は 1カラム空ける					
フリガナの頭2文字を記入									
氏 名			3 7 3 サト	(フリガナ) サトウ イチロウ					
今後担当する建設工事の種類			3 7 4	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 S 30 年 10 月 27 日					
既提出の一覧表における建設工事の種類									
有資格区分			3 7 5 1 3 3 7	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)					
氏 名			3 7 3	(フリガナ)					
今後担当する建設工事の種類			3 7 4	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 15 16 17 月 20 日					
既提出の一覧表における建設工事の種類									
有資格区分			3 7 5	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)					
氏 名			3 7 3	(フリガナ)					
今後担当する建設工事の種類			3 7 4	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 15 16 17 月 20 日					
既提出の一覧表における建設工事の種類									
有資格区分			3 7 5	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)					
氏 名			3 7 3	(フリガナ)					
今後担当する建設工事の種類			3 7 4	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 15 16 17 月 20 日					
既提出の一覧表における建設工事の種類									
有資格区分			3 7 5	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)					

※新規申請で該当者がいない場合は、余白に「該当なし」と記入し、作成してください。

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- この様式には、専任技術者以外の国家資格者、監理技術者のうち次の有資格者だけ記載してください。

法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ、口若しくはハに該当する者（施工管理技士や建築士などの国家資格者等、P7表2参照）

ただし法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハに該当（同号ロと同等以上）する者の記載は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行ってください。

※ 専任技術者として、専任技術者証明書に記載した者は除いてください。

- この様式には、以下の書類をこの一覧表の次に添付してください。

○技術者の資格を証する書類（合格証明書、免許証、登録証、免状等）の写し

3 職業能力開発促進法（旧職業訓練法）の2級技能検定合格者、第2種電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、地すべり防止工事士、建築整備士、一級計装士については、実務経験証明書も必要です。

4 「主任技術者」、「監理技術者」の定義については、P8を参照してください。

5 「有資格区分」の欄については、P10~11の表4と下記の表9の分類に従い該当するコードを記入してください。

表9 資格コード番号（国家資格者等・監理技術者）

	技術者の要件	建設業の種類 (項目74)	有資格区分 (項目75)
一般	資格 (法第7条2号ハ)	記入不要	P10~11表4の資格表のうち○と◎のもの
特	資格 (法第7条2号ハ・法第15条2号イ)	記入不要	P10~11表4の資格表のうち○と◎のもの
定	学歴+実務経験+指導監督的実務経験 (法第15条2号ロ) ★	2	01
	実務経験+指導監督的実務経験 (法第15条2号ロ) ★	5	02
	資格+指導監督的実務経験 (法第15条2号ロ) ★	8	P10~11表4の資格表のうち○のもの
	大臣認定（指定建設業） (法第15条2号ハ)	3	03
	大臣認定（指定建設業以外） (法第15条2号ハ) ★	6	04

※ 指定建設業とは、土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の7業種。

※ ★の要件では、指定建設業の監理技術者となれないで御注意ください。

(14) 許可申請者の略歴書

様式第十二号（第四条関係）

(用紙A4)

許可申請時における職名を記入		許可申請者	法人の役員 本人 法定代理人	の略歴書
不要なものを消す				
現住所		〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-10		
氏名		鈴木太郎	生年月日	昭和25年 4月 24日生
職名		代表取締役（常勤）		
職歴	期間		従事した職務内容	
	自S42年12月1日 至S45年3月31日		第一建設建築部に勤務し、建築工事の設計、施工、監督に従事	
	自S45年4月1日 至S55年3月31日		鈴木組を創立し、事業主として土木・建築を請け負う	
	自S55年4月1日 至 年 月 日		(株)スズキ建設の設立、代表取締役に就任し、現在に至る	
賞	年月日		賞罰の内容	
			なし	
罰				
上記の通り相違ありません。 平成2△年3月1日				
氏名 鈴木太郎				

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- 1 この略歴書は、許可申請者が法人である場合には、「役員の一覧表」(P21)に記載した役員全員又は法定代理人について、許可申請者が個人である場合には、申請者本人又は法定代理人について作成してください。
- 2 「職歴」の欄には現在に至るまでの主な職歴を記載し、特に建設業に関する職歴については、すべて記載してください。
- 3 「従事した職務内容」の欄には、従事した職務の内容及び職名を記入し、経営業務の管理責任者である役員については、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載してください。
- 4 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当することが何もない場合には、「なし」と記載してください。
- 5 役員が未成年であるときには法定代理人をたてることが必要です。この場合はその法定代理人の略歴書も必要となります。

(15) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書

様式第十三号（第四条関係）

(用紙A4)

許可申請時における 職名を記入		建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書		
所属する営業所を記入				
現 住 所	〒330-0063 さいたま市浦和区北浦和5-6-5			
氏 名	鈴木三郎	生年月日	昭和28年 2月27日生	
営業所名	○○営業所			
職 名	○○営業所長			
職歴	期 間	従事した職務内容		
	自S43年9月15日 至S45年3月31日	田中建設建築部に勤務し、建築工事の設計、施工、監督に従事		
	自S45年4月1日 至S55年3月31日	鈴木組に勤務し、土木・建築の施工、監督に従事		
	自S55年4月1日 至 年 月 日	(株)スズキ建設に勤務し、土木・建築の施工、監督に従事		
	自H18年4月1日 至 年 月 日	○○営業所長となり現在に至る		
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		な し		
上記の通り相違ありません。 平成2△年3月1日				
氏名 鈴木三郎				個人印

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- この略歴書は、様式第十一号の「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載したもの全員について、作成してください。また記載されたものについては、常勤性を確認する添付資料が必要となります。(P40参照)
- 役員を兼ねているものについては、様式第十二号の「略歴書」をもってこれに替えることができます。
- 様式第十二号の「略歴書」の記載要領を参考に作成してください。
- 該当のない場合には、この様式は省略してください。

(16) 株主（出資者）調書

様式第十四号（第四条関係）

（用紙 A4）

株 主 (出 資 者) 調 書

（単位：株、円）

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
鈴木太郎	さいたま市浦和区高砂1-1-10	1,500株
鈴木二郎	さいたま市浦和区高砂1-1-10	1,000株
川口五郎	川口市本町5-3-1	1,000株
大山組(株)	さいたま市桜区道場58番地	500株

株数、出資の価額
を両方記載する
ときは、株数を上段
出資の価額を下段
に記載

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- この調書は、総株主の議決権又は出資の総額の100分の5以上有するものについて記載してください。
- 申請者が個人の場合は、省略してください。

(17) 営業の沿革

様式第二十号（第四条関係）

（用紙 A4）

営 業 の 沿 革

創業後の沿革	S45年4月1日	創業
	55年4月1日	(株)スズキ建設を設立（資本金500万円）
	58年9月20日	本社移転
	H5年1月15日	○○営業所を開設
建設業の登録及び許可の状況	S56年4月1日	一般建設業（土・と）の許可取得
	H4年12月1日	一般建設業（建）の業種追加
賞罰	年 月 日	なし

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載してください。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載してください。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載してください。

(18) 所属建設業者団体

様式第二十号の二（第四条関係）

（用紙A4）

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
該 当 な し	

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してご記入ください。

- 1 「建設業者団体」とは、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする社団又は財団法人で、建設業法第27条の37の規定に基づき国土大臣又は都道府県知事に届け出た団体をいいます。
- 2 該当のない場合でも、「該当なし」と記入して必ず添付してください。

(19) 健康保険等の加入状況

様式第二十号の三（第四条関係）

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	○○健康保険組合
本店	20人 (5人)	1	1	1	厚生年金保険	○○○ ○○○
○○営業所	10人 (0人)			1	雇用保険	○○○○○○○
	人 (人)				健康保険	本店一括
	人 (人)				厚生年金保険	本店一括
	人 (人)				雇用保険	本店一括
合計	30人 (5人)					

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

記載上の注意

- 1 保険加入義務のある営業所（適用事業所）とは・・・
社会保険（健康保険・厚生年金保険）については、法人の事業所（営業所）及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。
雇用保険については、労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。
- 2 支店等が小規模な営業所等であるため人事管理部門がある本店で全ての保険加入の手続きを行っている場合は（一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所を除く）・・・
この場合、当該小規模な営業所等について、様式の「保険加入の有無」の欄は全ての保険について「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載してください。
- 3 建設国保に加入している場合は・・・
法人の営業所又は個人経営で常時5人以上の労働者を使用する営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、適用除外（「保険加入の有無」の「健康保険」の欄に3と記載）となります。
例 埼玉県建設国民健康保険組合、埼玉県土建国民健康保険組合
- 4 確認資料として必要なものは・・・
健康保険等の加入状況を記載した書面に併せて、「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出が、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出が必要となります。
- 5 書面の提出のタイミングは・・・
新規許可、更新、許可換え新規、般・特新規、業種追加申請時に提出してください。
- 6 未加入の場合は・・・
保険未加入が判明した場合は、指導等を実施していくこととなります。

(20) 主要取引金融機関名

様式第二十号の四（第四条関係）

(用紙 A 4)

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	○○銀行○○支店 ○○銀行○○支店	△△信用金庫 △△支店	

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、(株)日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、日本政策投資銀行等について記載してください。
- 2 各金融機関とも、本社、本店、営業所、出張所等の区別まで記入してください。

(21) 財務諸表

(法人用)

○決算書等を参考に記入してください。
○千円単位をもって記入してください。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大手会社にあっては百万円単位をもって記入することができます。その際には、単位の「千円」を「百万円」と直して記入してください。

財務諸表

(法人用)

様式第15号

貸借対照表

様式第16号

損益計算書

様式第17号

完成工事原価報告書

様式第17号の2

株主資本等変動計算書

注記表

事業年度

自 平成〇〇年 4月 1日
至 平成〇〇年 3月 31日

(会社名) (株) △△建設

貸借対照表

平成〇〇年 3月31日 現在

(会社名)

資産の部

I 流動資産

現金預金	19,138 ①
受取手形	2,130 ②
完工工事未収入金	2,246 ③
有価証券	1,202 ④
未成工事支出金	9,231 ⑤
材料貯蔵品	⑥
短期貸付金	⑦
前払費用	328 ⑧
繰延税金資産	⑨
その他	⑩
貸倒引当金	△ ⑪
流动資産合計	34,275 a
a=①～⑩の合計-⑪	

II 固定資産

(1)有形固定資産	
建物・構築物	10,121 ①
減価償却累計額	△ 2,115 ②
機械・運搬具	4,125 ④
減価償却累計額	△ 726 ⑤
工具器具・備品	421 ⑦
減価償却累計額	△ 182 ⑧
土地	180 ⑪
リース資産	△ 60 ⑫
減価償却累計額	△ 120 ⑬
建設仮勘定	△ 121 ⑯
その他	△ 43 ⑯
減価償却累計額	△ 78 ⑰
有形固定資産合計	27,793 b
b=③+⑥+⑨+⑩+⑪+⑫+⑯+⑰	

(3)投資その他の資産	
投資有価証券	①
関係会社株式・関係会社出資金	②
長期貸付金	③
破産更正債権等	④
長期前払費用	2,391 ⑤
繰延税金資産	⑥
その他	1,626 ⑦
貸倒引当金	△ ⑧
投資その他の資産合計	d=①～⑦の合計-⑧
固定資産合計	32,630 e
e=b+c+d	

III 繰延資産

創立費	①
開業費	②
株式交付費	③
社債発行費	④
開発費	⑤
繰延資産合計	f=①～⑤の合計
資産合計	66,905 g
g= a + e + f	

負債純資産合計と同じ
(g=x)

負 債 の 部

I 流動負債

支払手形	①
工事未払金	2,431 ②
短期借入金	16,518 ③
リース債務	④
未払金	3,162 ⑤
未払費用	312 ⑥
未払法人税等	⑦
繰延税金負債	⑧
未成工事受入金	10,231 ⑨
預り金	912 ⑩
前受収益	⑪
その他	⑫
	33,566 h
流动負債合計	<u>h = ①～⑫の合計</u>

II 固定負債

社債	①
長期借入金	②
リース債務	③
繰延税金負債	13,241 ④
引当金	⑤
貯金のれん	1,210 ⑥
その他	⑦
	<u>i = ①～⑦の合計</u>
固定負債合計	<u>14,451 i</u>
	<u>48,017 j</u>
負債合計	<u>j = h + i</u>

純資産の部

千円

I 株主資本	①
(1) 資本金	10,000 k
(2) 新株式申込証拠金	1
(3) 資本剰余金	
資本準備金	①
その他資本剰余金	②
m = ① + ②	0 m
800 ①	
資本剰余金合計	
(4) 利益剰余金	
利益準備金	②
その他利益剰余金	③
n = ② + ③	8,088 ④
△ o	
p	
18,388 q	
q = k + l + m + n - o + p	
II 評価・換算差額等	
(1) その他の有価証券評価差額金	r
(2) 繰延ヘッジ損益	s
(3) 土地再評価差額金	t
評価・換算差額等合計	u = r + s + t
⑤	0 u
1,210 ⑥	
その他	⑦
	<u>i = ①～⑦の合計</u>
新株予約権	v
純資産合計	w = q + u + v
負債純資産合計	<u>18,388 w</u>
	<u>66,905 x</u>
資産合計と同じ (x = g)	<u>x = j + w</u>
	<u>j = h + i</u>

株式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

損益計算書

自 平成〇〇年 4月 1日
至 平成〇〇年 3月 31日

直前3年の各営業年度
における工事施行金額
の合計と同じ

(会社名) (株) △△建設

I 売上高

完工工事高

兼業事業売上高

IV 営業外収益

受取利息及び配当金
その他

K = 1 - J

L = ①+②

699 L

V 営業外費用

支払利息

貸倒引当金繰入額
賃倒損失
その他

J = ①~⑩の合計

31,315 J

1,374 K

VI 特別利益

前期損益修正益
その他

O = ①+②

24 O

VII 特別損失

前期損益修正損
その他

P = ①+②

P

III 販売費及び一般管理費

役員報酬

従業員給料手当

退職金

③

1,168 ④

815 ⑤

171 ⑥

82 ⑦

503 ⑧

467 ⑨

⑩

423 ⑪

⑫

⑬

1,502 ⑭

⑮

1,506 ⑯

総務に關する費用で「販賣費及び一般管理費」の總額の 1/10 を組み
るものについては、それを當該費用に明示する旨を記入し、結果
的に計算上しない。

1,821 ⑯

1,231 ⑰

1,826 ⑱

31,315 J

K = 1 - J

J = ①~⑩の合計

31,315 J

1,374 K

K = 1 - J

L = ①+②

699 L

M = ①~⑩の合計

60 M

N = K + L - M

2,013 N

31 ①

②

3 ③

29 ④

31 ⑤

⑥

70 ⑦

1,967 S

70 R

1,967 S

R = ①±②

2,037 Q

法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額

当期純利益（当期純損失）

53 -

完成工事原価報告書

自 平成〇〇年 4月 1日
至 平成〇〇年 3月 31日

(会社名) (株) △△建設

I 材料費

千円
10,296 A

II 労務費
(うち労務外注費)

労務者及び臨時的な作業員等の賃金
(うち労務外注費)

いわゆる「日雇い」「アルバイト」などの賃金等

III 外注費

8,212 C

IV 経費
(うち人件費)

現場でかかった費用は全てここに記入

- 54 -

完成工事原価
現場で作業する常勤の社員・
従業員の給料手当等

E 30,676

$$E = A + B + C + D$$

損益計算書の完成工事原価と
同じ (E = 53 ページのD)

工事実績がある場合
は、必ず計上
してください。

現場で働く技術者の従業員給料手当等を記入
してください。使用人數(様式第4号)に記入
してくだされた技術関係使用人の数に見合うだけの
載された技術等が計上されている必要があります。
(ただし、役員分け除く。)
※ II の労務者及び「販売費及び一般管理費」
の従業員給料手当とは区別して計上してください。

株主計算書

自至
平成〇〇年 4月 1日
平成〇〇年 3月 31日
(会社名) (株)△△建設

株主計算書										千円	
	資本	資本	資本	利	益	資本	本	資本	自己	評価・換算差額等	純資産合計
	資本	資本	資本	益	益	積立金	資本合計	資本合計	株式	その他有価証券評価差額等	
当期首残高	5,000					800	6,121	6,921	△	11,921	
当期変動額											11,921
新株の発行	5,000										5,000
剰余金の配当						△	△	△			△
当期純利益							1,967	1,967	1,967		1,967
自己株式の処分											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	5,000						1,967	1,967	6,967		6,967
当期末残高	10,000					800	8,088	8,888	△	18,888	18,888

注記表
自 平成〇〇年 4月 1日
至 平成〇〇年 3月 31日

(会社名) (株) △△建設

注 1 繼続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
2 重要な会計方針
(1) 資産の評価基準及び評価方法
(2) 固定資産の減価償却の方法
(3) 引当金の計上基準
(4) 収益及び費用の計上基準
(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

3 会計方針の変更
表示方法の変更
会計上の見積りの変更
誤認の訂正
貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及びその金額
① 担保に供している資産の内容及びその金額
② 担保に供する債務の金額
(2) 保証債務、手形過期債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
受取手形割引高 千円
裏書手形譲渡高 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
① 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭
債権及び金銭債務
(5) 関係会社の各表示区分別の金額
(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高
(2) 売上高のうち関係会社に対する部分
(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
(4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
(5) 関係会社との営業取引以外の取引高
(6) 研究開発費の総額(会計監査人を設置している会社に限る。)
9 株主資本等変動計算書関係
(1) 事業年度末日ににおける発行済株式の種類及び数
(2) 事業年度末日ににおける自己株式の種類及び数

(3) 剰余金の配当

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結当規制適用の有無

18 その他

附 属 明 細 表
平成 年 月 日現在

附属明細表の添付について
 資本金が1億円を超える株式会社又は貸借対照表の負債の合計金額が20
 0億円以上の株式会社が許可申請、事業年度終了報告をする場合は、從来
 の財務諸表に加えて附属明細表（様式第17号の3）も添付してください。
 上記に該当しなければ、提出する必要はありません。

1 完成工事未収入金の詳細

滞留状況	
相手先	金額 千円
当期上分	
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額 千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額 千円
計	

4 關係会社貸付金明細表

關係会社名	期首残高 千円	当期増加額 千円	当期減少額 千円	期末残高 千円	摘要
計					

5 關係会社有価証券明細表

期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		摘要
一株の 柄 株	株 式 金 額	株 式 數	金 額	株 式 數	金 額	千 円	千 円	
千円		千円	千円					
式								
計								

6 關係会社出資金明細表

關係会社名	期首残高 千円	当期増加額 千円	当期減少額 千円	期末残高 千円	摘要
計					

7 短期借入金明細表

借入先	金額 千円	返済期日	摘要
計			

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高 千円	当期増加額 千円	当期減少額 千円	期末残高 千円	摘要
計					

9 關係会社借入金明細表

借入先	期首残高 千円	当期増加額 千円	当期減少額 千円	期末残高 千円	摘要
計					

10 保証債務明細表

相手先	金額 千円
計	

(個人用)

決算書等を参考に記入してください。
千円単位をもって記入してください。

財務諸表

(個人用)

様式第18号 貸借対照表

様式第19号 損益計算書

平成〇〇年一月三十日

(商号または名称) △△組

((税抜)・税込)



消費税相当額の会計処理方法(税抜又は税込)について該当するものに丸をつけてください。

負債の部

貸借対照表

平成〇〇年12月31日現在

(商号又は名称) △△組

資産の部

I 流動資産

現金預金	5,681 ①
受取手形	2 ②
完工工事未収入金	2,367 ③
有価証券	1,920 ④
未成工事支出金	3,182 ⑤
材料貯蔵品	⑥
その他	⑦
貸倒引当金	△ ⑧
流動資産合計	<u>13,150 a</u>

II 固定資産

建物・構築物	8,126 ②
機械・運搬具	3,211 ③
工具器具・備品	518 ④
土地	⑤
建設仮勘定	⑥
破産更生債権等	⑦
その他	1,260 ⑦
固定資産計	<u>13,115 b</u>

1 60

I 流動負債

支払手形	1,158 ①
工事未払金	2,161 ②
短期借入金	③
未払金	④
未成工事未収入金	3,124 ⑤
預り金	⑥
引当金	⑦
その他	⑧
流動負債合計	<u>6,443 d</u>
d = ①～⑧の合計	<u>6,443 f</u>
f = d + e	

II 固定負債

長期借入金	①
その他	②
固定負債合計	<u>e = ① + ②</u>
負債合計	<u>6,443 f</u>
f = d + e	

資産合計と同じ
(h = c)

III 資産の部

期首資本金	12,316 ①
事業主債勘定	5,218 ②
事業主資勘定	4,623 ③
事業利益	6,911 ④
純資産合計	<u>19,822 g</u>
負債純資産合計	<u>26,265 h</u>

資産合計と同じ
(c = h)

b = ①～⑦の合計	<u>13,115 b</u>
c = a + b	<u>26,265 c</u>
h = f + g	<u>26,265 h</u>

損益計算書

自 平成〇〇年 1月 1日
至 平成〇〇年 12月 31日

(商号又は名称) △△組

IV 営業外収益

受取利息配当金

210 ①

 $F = ① + ②$

210 F

②

直前三年の各営業年度における工事施工金額
(様式第三号) の合計と同じ

千円

56,230 A

V 営業外費用

支払利息

事業主利益 (事業主損失)

181 ①

G = ① + ②

210 G

 $H = E + F - G$

6,911 H

貸借対照表の事業主利益と同様 (H = 純資産の部④)

40,956 B

= ①～④の合計

15,274 C

C = A - B

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

3,600 ①

②

法定福利費

640 ③

福利厚生費

517 ④

維持修繕費

278 ⑤

事務用品費

212 ⑥

通信交通費

312 ⑦

動力用水光熱費

85 ⑧

広告宣伝費

815 ⑨

交際費

111 ⑩

寄付金

1,260 ⑪

地代家賃

13 ⑫

減価償却費

201 ⑬

租税公課

361 ⑭

保険料

111 ⑮

雜費

8,392 D

D = ①～⑯の合計

6,882 E

営業利益 (営業損失)

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- 1 許可申請直前1年の決算期のものを記載してください。（個人の場合は12月31日）
- 2 建設業法で定める様式（P50～P61）で作成してください。（株主総会・税務申告等に提出した決算報告書では不可）
- 3 新規設立（開業）で最初の事業年度が終了していないときは、開始（設立）時の貸借対照表を添付するだけでさしつかえありません。〔開始（設立）時の資産・純資産・負債の内容と、開業年月日を、貸借対照表に記載してください。〕なお、自己資本の額（貸借対照表の純資産の部の純資産合計額）が500万円に満たない場合は、銀行等の預金残高証明等（申請書受理日を基準として1ヶ月以内の証明日に500万円以上の残高を証するもの）が必要です。〔更新の場合は不要〕
- 4 申請の際には、税務署に提出した決算報告書の控えを持参してください。
- 5 固定資産の部のうち、有形固定資産の建物から備品までについては、間接法で表記します。

II 固 定 資 産		(千円)
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	10,186	
減価償却累計額	4,108	6,078

(1) 建物の価格10,186千円は取得価格を示し、減価償却累計額4,108千円は減価償却費の累計を示し、6,078千円は末期帳簿価格を示すものです。

これを算式にすれば、期末帳簿価格=取得価格-減価償却費の累計となります。

(2) 取得価格の不明なものについては、期首帳簿価格を採用してください。

- 6 その他の流動資産に属する資産で、その金額が資産総額の100分の1を越える場合は、「その他流動資産」の科目の下にこのように科目を設定します。

I 流 動 資 産		(千円)
その他流動資産		
営業外受取手形	2,165	
売掛金	21,361	
未収収益	4,186	27,712

なお、その他の有形固定資産・その他の無形固定資産・その他の投資についても資産総額の100分の1を超えるもの、及びその他の流動負債・その他の固定負債で負債総額の100分の1を超えるものについても、この例と同じように記載します。

- 7 注記表（様式第17号の2）は、該当する項目の余白に書き込んで作成してください。

※ 消費税相当額の会計処理方法（税抜又は税込）を財務諸表の表紙に明記してください。

(22) その他の添付資料

- 1 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書<登記されていないことの証明書>
法人にあってはその役員、営業所の代表者（建設業法施行令第3条の使用人）、個人にあってはその本人、支配人、未成年者が建設業の営業を行う場合には法定代理人分が必要となります。法務局及び地方法務局において受けられます。
申請又は届出日前3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものを添付してください。
 - 2 破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書<身分証明書等>
この証明書は、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市区町村長の証明書となります。
法人にあってはその役員、営業所の代表者（建設業法施行令第3条の使用人）、個人にあってはその本人、支配人、未成年者が建設業の営業を行う場合には法定代理人分が必要となります。証明を受けようとする者の本籍地の市区町村において受けられます。
申請又は届出日前3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものを添付してください。
 - 3 納税証明書
 - (1) 直前1年の事業年度分についての納税証明書を添付します。（正本には原本を添付、副本はコピー可）
(イ) 県知事許可の場合は、法人・個人ともに県税事務所発行の「事業税」の納税証明書
(ロ) 大臣許可の場合は、法人については税務署発行の「法人税その1納税額等証明用」、個人については税務署発行の「所得税」の納税証明書
※ この納税証明書は、納付額を完納したもので、納付すべき額及び納付済額を証する証明書を添付してください。（「滞納額がないことの証明書」は不可）
申請又は届出日前3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものを添付してください。
 - (2) 新規設立で最初の事業年度が終了しておらず、納税証明書が添付できないときは、県税事務所（大臣許可の場合は税務署）へ提出した事業開始（設立）届の写し（受付印のあるもの）を添付してください。
 - 4 定款
許可申請時の定款の写しを添付し、変更事項の訂正がなされていない場合は、議事録の写しも添付してください。印影等のない写しの場合には、原本と相違ない旨の法人代表者の証明をしてください。（法人のみ必要です。）
 - 5 商業登記簿謄本
法人では商業登記簿の謄本もしくは履歴事項全部証明書を添付してください。（抄本や現在事項証明書は不可）
個人営業で登記上の支配人がいる場合には、その謄本を添付してください。（正本には原本を添付、副本はコピー可）
なお、謄本は、申請日から3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものを添付してください。
- ◎ その他に注意していただきたいこと
- 1 許可申請書はP16の建設業許可申請書類一覧の順にそろえて提出してください。
 - 2 技術者の免状の写し及び卒業証明書等は専任技術者証明書及び国家資格者等・監理技術者一覧表の次に、それぞれ該当者のものを添付してください。
 - 3 該当のないものは「該当なし」と記入して添付してください。（別紙二(1)、工事経歴書、国家資格者等・監理技術者一覧表、所属建設業団体等）
 - 4 不要なものは除去してください。（当該申請に必要のない専任技術者証明書（新規・変更・追加・削除）、個人申請の場合の法人関係書類、本店以外に営業所がない場合の建設業法施行令第3条使用人関係書類、免許資格で要件を満たす場合の実務経験証明書、財務諸表の説明等）
 - 5 経営事項審査と工事経歴書（様式第二号）を兼ねる場合
消費税課税業者は工事経歴書と財務諸表を消費税抜きで、消費税免税業者は消費税込みで作成してください。

7 標識の掲示について

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に次に示す標識を掲げなければなりません。

〈店舗に掲げる標識〉

建 設 業 の 許 可 票				
↑ 35 cm 以 上	商 号 又 は 名 称			
	代 表 者 の 氏 名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許可年月日
			国土交通大臣 知事	許可()第 号
			国土交通大臣 知事	許可()第 号
			国土交通大臣 知事	許可()第 号
		この店舗で営業 している建設業		
← 40cm以上 →				

〈建設工事の現場ごとに掲げる標識〉

建 設 業 の 許 可 票				
↑ 25 cm 以 上	商 号 又 は 名 称			
	代 表 者 の 氏 名			
	主任技術者の氏名	専 任 の 有 無		
		資格名	資格者証交付番号	
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許 可 を 受 け た 建 設 業			
	許 可 番 号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許 可 年 月 日				
← 35cm以上 →				

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当するものである場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格証の交付番号を記載すること。
- 5 〈建設工事の現場ごとに掲げる標識〉の「許可を受けた建設業」の欄は、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る業種を記載すること。
- 6 「国土交通大臣
知
事」については、不要なものを消すこと。

※ 標識については、県では取り扱っておりません。

8 許可を受けた後の手続き

① 変更等の届出

許可を受けたあと、次の表10の変更届等一覧表に掲げる変更事項が生じた場合は、同表の区分に従い、変更届出書に必要な書類を添付して提出してください。

表10 変更届等一覧表

No.	変更事項		提出書類 (下記書類の他に裏付資料を必要とすることがあります)	届出期間
1	商 号 名 称 (会社の組織変更も含む)		①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面 ②商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ※従たる営業所の名称変更の場合、第二面も必要です。 ※7.8の手続きが必要な時は、同時にしてください。	変更後 30日 以内
2	営業所の 所 在 地	主たる営業所	①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面 ②商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ③営業所の確認資料	
		従たる営業所	①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面、第二面 ②商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ③営業所の確認資料	
3	営業所の新設 (主たる営業所を除く)		①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面、第二面 ②商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ③No.12の提出書類 ④No.14の提出書類 ⑤営業所の確認資料(P19参照)	変更後 30日 以内
4	営業所の廃止 (主たる営業所を除く)		①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面、第二面 ②商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ③No.14の提出書類	
5	営業所の業種追加 (ある営業所で既に持っている業種を他の営業所で追加する場合)		①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面、第二面 ②No.14の提出書類	変更後 30日 以内
6	営業所の業種廃止		①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面、第二面 ②No.14の提出書類	
7	資 本 金 額		①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面 ②株主調書(様式第十四号) ③商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書	変更後 30日 以内
8	役 員	新 任	①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面 ②役員の一覧表(別紙一) ③誓約書(様式第六号) ④許可申請者の略歴書(様式第十二号) ⑤成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)(P63参照) ⑥破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書(身分証明書)(P63参照) ⑦商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書	
		退 任	①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面 ②役員の一覧表(別紙一) ③商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書	
		代 表 者(申請者)	①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面 ②役員の一覧表(別紙一) ③商号登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書	
9	氏 名(改姓・改名)		①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面 ②役員の一覧表(別紙一) ③商業登記簿謄本もしくは、履歴事項全部証明書(法人の役員又は支配人の場合) ④戸籍抄本または住民票の抄本(個人の場合)	変更後 30日 以内
10	支 配 人 ※退任のときは②③④⑤⑥は不要		①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面 ②誓約書(様式第六号) ③使用人の一覧表(様式第十一号) ④使用人の略歴書(様式第十三号) ⑤成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)(P63参照) ⑥破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書(身分証明書)(P63参照) ⑦支配人が登記されている登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書	

No.	変更事項		提出書類 (下記書類の他に裏付資料を必要とすることがあります)	届出期間
11	電話番号	主たる営業所	①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面	変更後 速やかに
		従たる営業所	②変更届出書(様式第二十二号の二)第一面、第二面	
12	営業所の代表者 (建設業法施行令第3条の使用人) ※新任・変更の場合のみ(削除の場合はNo.4に準じる)		①変更届出書(様式第二十二号の二)第一面 ②誓約書(様式第六号) ③使用人の一覧表(様式第十一号) ④使用人の略歴書(様式第十三号) ⑤成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 <登記されていないことの証明書>(P63参照) ⑥破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 <身分証明書>(P63参照) ⑦使用人の常勤の確認資料(P40参照)	変更後 2週間 以内
13	経営業務の管理責任者		①経営業務の管理責任者証明書(様式第七号) ②経営業務の管理責任者の資格を裏付ける資料(P31参照) ③経営業務の管理責任者の常勤の確認資料(P32参照)	
14	専任技術者	変更・追加	①専任技術者証明書(様式第八号(1)) ②技術者の要件を証する書類(イ、ロ、ハのいずれか) イ 卒業証明書と実務経験証明書(様式第九号) ロ 実務経験証明書(様式第9号) ハ 資格を証する証明書等の写し(原本も提示) ③特定建設業の場合は、さらに次の要件を証する書面(イ、ロ、ハのいずれか) イ 指導監督的実務経験証明書(様式第十号) ロ 資格を証する証明書等の写し(原本も提示) ※改姓改名は戸籍抄本又は住民証抄本 ④専任技術者の常勤の確認資料(P34参照)	
		削除	①専任技術者証明書(様式第八号(1)) ※廃業に伴う削除の場合は届出書(様式第二十二号の三)	
15	国家資格者等・監理技術者	変更・追加	①国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第十一号の二) ②資格を証する証明書等の写し	事業年度 終了後 4か月 以内
		削除	①国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第十一号の二)	
16	事業年度終了報告書 (決算)		①事業年度終了報告書表紙(県様式第1号) ②工事経歴書(様式第2号) ③直前3年の工事施工金額(様式第3号) ④財務諸表 法人(様式第十五~十七号の二) 個人(様式第十八~十九号) 附属明細表(様式第十七号の三、資本金1億円超又は負債合計200億円以上の株式会社のみ。 <u>有価証券報告書提出会社について、有価証券報告書の写しの提出をもって免除</u>) ⑤納税証明書 事業税(知事許可) 法人税(大臣許可の法人) 所得税(大臣許可の個人) ⑥事業報告書(株式会社のみ)	
17	1 使用人 2 令3条の使用人の一覧表 3 定款	①県様式の変更届出書(県様式第2号) 以下のうち、変更のあったもののみ ②使用人数(様式第四号) ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表の記載事項について(様式第十一号) ④定款		
18	廃業	①廃業届(様式第二十二号の四) ※一部廃業のときは、No.14の手続きを同時にしてください。		30日以内

注意事項

- 提出部数は、知事許可の場合は正・副計2部、大臣許可の場合は正・副2部プラス営業所(本・支店含む。)のある都道府県の数と同数の写しになります。
- 各々の届出様式については様式裏面の記載要領のほか、この手引きの「申請書類の記載上の注意」「変更届出書類の記載上の注意」をよく読んで作成してください。
- 提出書類は○内の番号順に綴じ込んでください。
- 役員の一覧表(別紙一)は変更後の内容を記入してください。
- No.16、No.17の県様式については、大臣許可の場合は別様式になります。(P76参照)
- No.15、No.17については、届出期間にかかわらず、変更が生じたときは速やかに変更届を提出してください。

※ 次の場合は変更ではなく新規としての申請となりますのでご注意下さい。 (P14参照)

- (1) 事業主の変更があった場合（父から子等に事業主が変更した場合）
- (2) 個人事業から法人化した場合
- (3) 特定建設業の許可を一般建設業の許可に切り換える場合
- (4) 一般建設業の許可を特定建設業の許可に切り換える場合
- (5) 埼玉県知事許可から国土交通大臣または他の都道府県の許可に切り換える場合、国土交通大臣または他の都道府県知事の許可から埼玉県知事の許可に切り換える場合（許可換え）
(注) ①(1)～(3)の場合には、従前の許可については廃業届を提出してください。
②(5)の許可換えの場合は、新たに許可を受ける行政庁（大臣許可の場合は本店のある都道府県庁）に申請してください。また、新しい許可を受けた場合には従前の許可の効力は消滅します。

※ 次の場合は変更ではなく、別の申請となりますのでご注意下さい。 (P14参照)

- (1) 既に許可を受けている業種の他に新たに業種を追加する場合（業種追加）
- (2) 許可を更新する場合（更新）
(注) (1)の場合、特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可の業種を追加するとき、または、一般建設業の許可のみを受けている者が、特定建設業の許可の業種を追加するときには、新規の申請となります（上記参照）。

(1) 変更届出書

株式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A.4)
00006

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、

{ (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 } について変更があつたので届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県知事 殿

大臣コード
大臣
知事

許可番号 3611

国土交通大臣許可(一般) 第099999号 平成2△年04月01日

〒330-0063さいたま市浦和区高砂1-1-1

(株)スズキ建設

届出者 代表取締役 鈴木太郎

代表者印

申請時に使用している印鑑を押印

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(株)鈴木建設	(株)スズキ建設	H2△.1.1	
資本金	1,000万円	2,000万円	H2△.1.1	增资
電話番号	048-830-5186	048-830-5176	H2△.1.1	
営業所の新設	—	戸田営業所	H2△.1.1	
令3条の使用者				
戸田営業所	—	小川光夫	H2△.1.1	

変更の内容が、次の①【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

①【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称 のフリガナ	37	スズキケンセツ	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
商号又は名称	38	(株)スズキ建設	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
代表者又は個人 の氏名のフリガナ	39		10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
代表者又は個人 の氏名	40		10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
主たる営業所の 所在地市区町村 コード	41		10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
主たる営業所の 所在地	42		10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
郵便番号	43		10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
資本金額 又は出資総額	44		10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95

←
変更のあった
事項のみ
記入

連絡先 所属等 (株)スズキ建設 総務部 氏名 佐々木 健 電話番号 048-824-XXXX
ファックス番号 048-824-△△△△

※営業所に係る変更がない場合は添付不要です。

右記の2~4の該当番号を記入

(第二面)

(用紙A4)

区分番号	81	3	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更	3. 従たる営業所 の新設	4. 従たる営業所 の廃止
------	----	---	-----------------------------------	------------------	------------------

大臣コード
知事

許可番号 8211 国土交通大臣 許可(般等)第0999999号 平成2△年04月01日

許可年月日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所)

営業しようとする建設業	83	3 5 10 15 20 25 30	土建 大工と石屋 電管 タンク 鋼筋 ほしゆ板 ガラス 防内機 絶通 園井 具水 消清	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	3 5 10 15 20 25 30			

該当が無ければ
記入不要

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	84	3 5 10 15 20	フリガナ カワグチエイギョウショ
従たる営業所の所在地市区町村コード	85	3 5 10 15 20	都道府県名
従たる営業所の所在地	86	3 5 10 15 20 25 30 35 40	市区町村名
郵便番号	87	3 5 6 10 15 20 25 30 35 40	電話番号
営業しようとする建設業	88	3 5 10 15 20 25 30	土建 大工と石屋 電管 タンク 鋼筋 ほしゆ板 ガラス 防内機 絶通 園井 具水 消清
変更前	3 5 10 15 20 25 30		(1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	84	3 5 10 15 20	フリガナ トダエイギョウショ
従たる営業所の所在地市区町村コード	85	3 5 10 15 20	都道府県名
従たる営業所の所在地	86	3 5 10 15 20 25 30 35 40	市区町村名 戸田市
郵便番号	87	3 5 6 10 15 20 25 30 35 40	電話番号 048-481-△×○× ←左詰めで記入
営業しようとする建設業	88	3 5 10 15 20 25 30	土建 大工と石屋 電管 タンク 鋼筋 ほしゆ板 ガラス 防内機 絶通 園井 具水 消清
変更前	3 5 10 15 20 25 30		(1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	84	3 5 10 15 20	フリガナ ヒガシマツヤマエイギョウショ
従たる営業所の所在地市区町村コード	85	3 5 10 15 20	都道府県名
従たる営業所の所在地	86	3 5 10 15 20 25 30 35 40	市区町村名
郵便番号	87	3 5 6 10 15 20 25 30 35 40	電話番号
営業しようとする建設業	88	3 5 10 15 20 25 30	土建 大工と石屋 電管 タンク 鋼筋 ほしゆ板 ガラス 防内機 絶通 園井 具水 消清
変更前	3 5 10 15 20 25 30		(1. 一般) (2. 特定)

一区分4の場合
営業所の名称のみ記入

注) 異なる区分(項目番号81)について変更届を提出する時は、それぞれの区分毎に作成して下さい。

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式裏面の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- 1 **3|6** の「許可番号」の欄における「大臣コード」については P20の表 6 を参照してください。
- 2 **4|1** 「主たる営業所の所在地市町村コード」については、P20の表 7 を参照してください。

(記載例)

1 営業所にかかる変更

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地変更				
熊谷営業所	熊谷市○町○○	熊谷市△町△△	H2△.10. 1	
営業所の新設	——	川口営業所	H2△.10. 1	
営業所の廃止	所沢営業所	——	H2△. 9.30	
令3条の使用人				
川口営業所長	——	小川 光夫	H2△.10. 1	
所沢営業所長	川井 忠	——	H2△. 9.30	
業種の追加				
行田営業所	建築・土木	建築・土木・電気	H2△.10. 1	
業種の廃止				
川越営業所	建築・内装・大工	建築・内装	H2△. 9.30	

※ 業種は変更のない業種についても、変更前・変更後の両方に記入してください。

※ 変更届出書（第二面）に掲げる該当する欄に変更後の内容を記載し、添付してください。

※ 営業所における業種の追加、廃止においては、専任技術者の届出（変更・追加・削除）も同時に提出してください。

2 役員・建設業法施行令第3条の使用人の変更

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
代表取締役の変更	春田 隆	石田 英雄	H2△.10. 1	
役員の変更	春田 隆	——	H2△.10. 1	退任
	大森 健司	——	H2△.10. 1	退任（専）
	——	石田 英雄	H2△.10. 1	就任
	山本 太郎	山本 太郎		（経）
	佐藤 和子	佐藤 和子		
令3条の使用人の変更				
上尾営業所	横田 博	田中 守	H2△.10. 1	
秩父営業所	田中 守	大西 正男	H2△.10. 1	

※ 備考欄には、就任・退任の別、経営業務の管理責任者（経）、専任技術者（専）等を記載してください。

※ 役員の変更の場合には、変更のあった役員名だけを記載するのではなく、変更前及び変更後におけるすべての役員名を記載してください。また、「役員の一覧表」(P21)に掲げる「役員の氏名及び役名等」の欄に変更後の一覧を記載し、添付してください。

(2) 届出書

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

届出書

(用紙A.4)
00008

複数の経営業務の管理責任者を1人にする場合

下記のとおり、
 (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 (2) 経営業務の管理責任者を削除した
 (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 (4) 専任の技術者を削除した
 (5) 欠格要件に該当するに至つた

の届出します。

経営業務の管理責任者がいなくなつた場合

専任技術者が1人もいなくなつた場合

廃業となる

平成 2△年 3月 1日

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1
 (株)スズキ建設
 代表取締役 鈴木 太郎

届出者

申請時に使用している印鑑を押印

項目 大臣コード

許可番号 許可年月日

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県知事 殿

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準【経営業務の管理責任者】を満たさなくなった場合
 (2) 経営業務の管理責任者を削除した場合

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 3 5 10 生年月日

(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準【専任の技術者】を満たさなくなった場合
 (4) 専任の技術者を削除した場合

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 3 5 10 生年月日

営業所の名称 本社 建設工事の種類 製装

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 3 5 10 生年月日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 3 5 10 生年月日

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的な理由
 該当した者の氏名 ○○ ○○

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式裏面の記載要領によるほか、下記の事項に注意してご記入ください。

1 の「許可番号」の欄における「大臣コード」についてはP20の表6を参照してください。

(3) 廃業届

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

(用紙A4)
00009

廢業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出します。

平成2△年3月1日

〒330-0063さいたま市浦和区高砂1-1-1
(株)スズキ建設

届出者 代表取締役 鈴木太郎

○
代表
者印

地政局長
北海道開拓局長
埼玉県知事 殿

届出の区分 項番 3
5 4 2 (1.全部の業種の廃業)
(2.一部の業種の廃業)

申請時に使用している
印鑑を押印

大臣コード
知事
許可番号 5 5 1 1 独立行政法人許可(一般-特定) 第099999号 平成2△年04月01日
埼玉県知事

記
廃止した建設業 5 6 土建 大工 左右 と石屋 電管 タンク 鋼筋 ほしゆ板 力塗 防内 機械 絶通 國井 具水 消清
 5 7 21 2 10 15 20 25 30
届出時に許可を受けている建設業 5 8 3
5 9 3 5 7 日
(1.一般)
(2.特定)

行政庁側記入欄
整理区分
決裁年月日

【備考】
枠の中には記入しないこと

廃業等の年月日 平成 年 月 日
廃業等の理由
(1)許可に係る建設業者が死亡したため
(2)法人が合併により消滅したため
(3)法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4)法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5)許可を受けた建設業を廃止したため

記載上の注意

この様式の記入に際しては、様式裏面の記載要領によるほか、下記の事項に注意してください。

- 1 下記の左欄に掲げる事項に該当した場合は、それぞれ下記の届出をすべき者が30日以内に許可を受けた行政に廃業届を届け出なければなりません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者	添付書類
1. 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	その相続人	①事業主と相続人の関係が確認できる書類 ②相続人の印鑑証明書
2. 法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	①商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ②届出を行う者の印鑑証明書
3. 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人	裁判所発行の「破産管財人及び印鑑証明書」など破産管財人であることを証する書類
4. 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	その清算人	①商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書 ②法務局発行の清算人の印鑑証明書
5. 許可を受けた建設業の全部又はその一部を廃止したとき	法人であるときはその役員、個人であるときはその者	①商業登記簿謄本、もしくは、履歴事項全部証明書（届出済の代表取締役が届出を行う場合は不要） ②印鑑証明書（申請時に使用している印鑑と同じ場合は不要）

- (1) 個人の事業主変更があり新しい事業主が新規申請する場合、又は個人事業から法人化し、法人として新規申請する場合は、従前の個人の許可の廃業届を併せて提出してください。
- (2) 特定建設業の許可を一般建設業の許可にしようとする場合は、その業種の廃業届を提出してください。
- (3) 一部廃業により、専任技術者を削除しようとする場合は、届出書（様式第二十二号の三、P68参照）を併せて、提出してください。
- 2 **5** の「許可番号」の欄における「大臣コード」については、P20の表6を参照してください。

(4) 事業年度終了報告書（表紙）

(用紙A4)

県様式第1号

事業年度終了報告書

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

<input type="checkbox"/> 許可を得ている業種名を 全て記入（略称可）		埼玉県知事許可 () 第 号 工事業 平成 年 月 日 許可
建設業者 住 所 商号又は名称 氏名（法人にあっては代表者名）		
<input type="checkbox"/> 許可番号・許可年月日を記入		
<input type="checkbox"/> 決算期を記入		
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度が終了した ので、下記の書類を添えて建設業法第11条第2項の規定により提出します。		
記		
<input type="checkbox"/> 申請時に使用 している印鑑 を押印		
1 工事経歴書（様式第2号） 2 直前3年の各事業年度における工事施工金額 3 貸借対照表及び損益計算書 財務諸表（法人：様式第15～16号） （個人：様式第18～19号） 4 株主資本等変動計算書及び注記表 財務諸表（様式第17号、第17号の2） 5 事業報告書 6 附属明細表（様式第17号の3） 注：資本金1億円超、又は貸借対照表の負債合計が200億以上 の株式会社 7 事業税納付済額証明書（県税事務所発行のもの）		
※1～7までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと 個人は、項目1、2、3、7です。 法人は、項目1、2、3、4、5（株式会社のみ）、6（該当法人のみ）、7 です。		

記載上の注意

- 建設業の許可を受けた建設業者は、事業年度（決算）終了後4か月以内に事業年度終了報告書を提出しなければなりません。P66の提出書類を参照の上、必ず毎年報告書を作成・提出してください。
- 事業報告書（株式会社のみ提出）とは、取締役が定時総会に提出・報告したものであり、様式については任意です。内容は、営業の概要（経過及び成果等）、会社の概況（事業内容、株式の状況等）などを記載してください。

(5) 変更届出書（県様式）

(用紙A4)

県様式第2号

変更届出書

(あて先)
埼玉県知事

平成2□年 7月15日

許可を得ている業種名を
全て記入（略称可） → 埼玉県知事許可（般一△）第 99999号
(と) 工事業 平成2△年 4月 1日許可

建設業者
住 所 さいたま市浦和区高砂3-15-1
商号又は名称 ○○建設（株）
氏名（法人にあっては、代表者氏名）
代表取締役 埼玉 太郎

該当する番号を○で囲む
1 使用人数を記載した書面
2 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表の記載
下記のとおり ③ 定款
事項について

変更があったので、建設業法第11条第3項の規定により届け出ます。

記

申請時に使用
している印鑑
を押印

事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	理 由
定款第2条 (目的)	——	6.建築工事の 施工・管理	H20.10.1	目的の追加

注1 1から3までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと
2 「変更年月日」の欄は、実際変更があった年月日を記入すること

記載上の注意

- 1 この変更届出書は、事業年度中に使用人数、定款の変更が生じた場合、事業年度終了後4か月以内に必要な書類を添えて（P66参照）提出してください。

(6) 変更届出書（大臣許可用）

変　更　届　出　書

平成　年　月　日

許可番号 国土交通大臣許可（般・特一）第 号

局長 ○ ○ ○ ○ 殿

事業年度（第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表
(5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 使用人
数 (10) 令第3条に規定する使用人の一覧表 (11) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (12) 定款

記載事項

(1)から(12)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

9 参 考 資 料 建設工事区分の考え方

(平成13年4月3日国総建第97号総合政策局建設業課長通知)

(1) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(2) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・プロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の考え方方は、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・プロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
- ② 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。
- ③ 「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。

(3) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。
- ② 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

(4) 管工事

- し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の考え方方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(5) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

(6) 鋼構造物工事

- 『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区別の考え方方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

(7) ほ装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。

(8) 板金工事

- 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へ

のカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。

(9) 塗装工事

「下地調整工事」及び「プラス工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(10) 防水工事

『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

(11) 内装仕上工事

① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

(12) 機械器具設置工事

① 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

② 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。

③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

(13) 電気通信工事

① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。

② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する業務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

(14) 造園工事

① 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。

② 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。

③ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。

④ 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

(15) 水道施設工事

上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方とは、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(16) 消防施設工事

「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(17) 清掃施設工事

公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

新規申請（法人）必要書類

1 / 2 ページ

作成する書類

様式 No.	書類の名称	手引き
1	建設業許可申請書	P. 18
別紙一	役員の一覧表	P. 21
別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等） （該当なしでも必要）	P. 22
別紙三	収入印紙、証紙等はり付け欄	
2	工事経歴書	P. 24
3	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	P. 27
4	使用人数	P. 28
6	誓約書	P. 29
7	経営業務の管理責任者証明書	P. 30
8(1)	専任技術者証明書（新規・変更）	P. 33
9	実務経験証明書 卒業証明書（原本） その他資格証明書（原本提示+コピー） （実務経験10年 or 学歴+実務経験） （学歴+実務経験） （資格者）	P. 37 P. 34 P. 34
11-2	国家資格者等・監理技術者一覧表 （該当者なしでも必要）	P. 41
12	許可申請者の略歴書 （役員全員分）	P. 43
14	株主（出資者）調書	P. 45
20	営業の沿革	P. 45
20-2	所属建設業者団体 （該当なしでも必要）	P. 46
20-3	健康保険等の加入状況	P. 47
20-4	主要取引金融機関名	P. 49
15、16、17 17-2、3	財務諸表（法人）	P. 50
	定款の写し	P. 63

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き
県税事務所	法人事業税の納税証明書	P. 63
法務局	履歴事項全部証明書	P. 63
さいたま 地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 （登記されていないことの証明書） （役員全員分）	P. 63
本籍地の 市区町村	破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 （身分証明書） （役員全員分）	P. 63

営業所の確認資料 手引き P. 19

申請者本人・申請法人所有の場合	賃貸の場合
建物謄本（原本） 又は 固定資産評価（課税）証明（原本） 又は 火災保険証（写し）	賃貸借契約書（写し） 又は 使用賃貸借契約書（写し） 又は 使用承諾書（原本） + 建物謄本（原本） 又は 固定資産評価（課税）証明（原本） 又は 火災保険証（写し） 使用承諾者の所有を確認するもの

経営業務の管理責任者の経験年数の裏付け資料 手引き P. 31

（許可を受けようとする業種の経験は 5 年分、それ以外の業種の経験は 7 年分）

個人事業主の経験	法人役員の経験
確定申告書控（原本提示） ※税務署の受付印がない場合又は確定申告書がない場合は、市区町村で発行される「所得証明書」を添付	履歴事項全部証明書 (役員欄で必要な期間分確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書も必要)
工事実績を確認する書類（契約書、請求書、注文書等）（原本提示） ※経験期間中に証明者が建設業許可業者の場合は省略可	

専任技術者の実務経験の裏付け資料 手引き P. 34

工事実績を確認する書類（契約書、請求書、注文書等）（原本提示） ※経験期間中に証明者が当該業種の建設業許可業者の場合は省略可

裏面あり

経営業務の管理責任者・専任技術者の常勤の確認資料 手引き P.32・34

I	II	III	IV
法人が社会保険に加入している場合	Iに法人が未加入の場合	I、IIに法人が未加入の場合	I、IIに法人が未加入又はIIIに該当しない場合
住民票	住民票	住民票	住民票
社会保険証写し	雇用保険被保険者証写し 又は 厚生年金の被保険者標準報酬決定通知書写し	国民健康保険証写し	国民健康保険証写し
		住民税特別徴収税額通知書写し	常勤の念書(申請法人の実印) 印鑑証明(申請法人の実印) 源泉徴収簿(申請年のもの)

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用等に関する確認資料 手引き P.48

- 保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し

雇用保険の適用等に関する確認資料 手引き P.48

- 「労働保険概算・確認保険料申告書」の写し
 保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

財産的基礎要件を裏付ける資料 手引き P.12

- 預金残高証明書（500万円以上）（証明日から1か月以内のもの）
※添付の財務諸表で「純資産の部」の「純資産合計」が500万円以上の場合は不要

支店（営業所）がある場合

様式 No.	書類の名称	手引き
11	建設業法施行令第三条に規定する使用人の一覧表	P.40
13	建設業法施行令第三条に規定する使用人の略歴書（支店長全員分）	P.44

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き
さいたま 地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書)（支店長全員分）	P.63
本籍地の 市区町村	破産者で復権得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 (身分証明書)（支店長全員分）	P.63

支店長の常勤の確認資料 手引き P.40

I	II	III	IV
法人が社会保険に加入している場合	Iに法人が未加入の場合	I、IIに法人が未加入の場合	I、IIに法人が未加入又はIIIに該当しない場合
住民票	住民票	住民票	住民票
社会保険証写し	雇用保険被保険者証写し 又は 厚生年金の被保険者標準報酬決定通知書写し	国民健康保険証写し	国民健康保険証写し
		住民税特別徴収税額通知書写し	常勤の念書(申請法人の実印) 印鑑証明(申請法人の実印) 源泉徴収簿(申請年のもの)

新規申請（個人）必要書類

1 / 2 ページ

作成する書類

様式 No.	書類の名称	手引き
□ 1	建設業許可申請書	P.18
□ 別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等） （該当なしでも必要）	P.22
□ 別紙三	収入印紙、証紙等はり付け欄	
□ 2	工事経歴書	P.24
□ 3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	P.27
□ 4	使用人件数	P.28
□ 6	誓約書	P.29
□ 7	経営業務の管理責任者証明書	P.30
□ 8(1)	専任技術者証明書（新規・変更）	P.33
□ 9	実務経験証明書 卒業証明書（原本） その他資格証明書（原本提示+コピー） （実務経験10年 or 学歴+実務経験） （学歴+実務経験） （資格者）	P.37 P.34 P.34
□ 11-2	国家資格者等・監理技術者一覧表 （該当なしでも必要）	P.41
□ 12	許可申請者の略歴書	P.43
□ 20	営業の沿革	P.45
□ 20-2	所属建設業者団体 （該当なしでも必要）	P.46
□ 20-3	健康保険等の加入状況	P.47
□ 20-4	主要取引金融機関名	P.49
□ 18、19	財務諸表（個人）	P.59

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き
□ 県税事務所	事業税の納税証明書	P.63
□ さいたま地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 （登記されていないことの証明書）	P.63
□ 本籍地の市区町村	破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 （身分証明書）	P.63

営業所の確認資料 手引き P.19

申請者本人所有の場合		賃貸の場合	
建物謄本（原本） 又は 固定資産評価（課税）証明（原本） 又は 火災保険証（写し）		賃貸借契約書（写し） 又は 使用賃貸借契約書（写し） 又は 使用承諾書（原本）	使用承諾者の所有を確認するもの 建物謄本（原本） 又は 固定資産評価（課税）証明（原本） 又は 火災保険証（写し）
		+	

経営業務の管理責任者の経験年数の裏付け資料 手引き P.31

（許可を受けようとする業種の経験は5年分、それ以外の業種の経験は7年分）

個人事業主の経験		法人役員の経験
□ 確定申告書控（原本提示） ※税務署の受付印がない場合又は確定申告書がない場合は、市区町村で発行される「所得証明書」を添付	履歴事項全部証明書 （役員欄で必要な期間分確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書も必要）	
□ 工事実績を確認する書類（契約書、請求書、注文書等）（原本提示） ※経験期間中に証明者が建設業許可業者の場合は省略可		

専任技術者の実務経験の裏付け資料 手引き P.34

□ 工事実績を確認する書類（契約書、請求書、注文書等）（原本提示） ※経験期間中に証明者が当該業種の建設業許可業者の場合は省略可

裏面あり

経営業務の管理責任者・専任技術者の常勤の確認資料 手引き P.32・34

<事業主本人の場合>

<input type="checkbox"/> 住民票
<input type="checkbox"/> 国民健康保険証写し
<input type="checkbox"/> 直近分の確定申告書控（原本提示）

<従業員の場合>

I 事業所が社会保険に加入している場合	II Iに事業所が未加入の場合	III I、IIに事業所が未加入の場合	IV I、IIに事業所が未加入又はIIIに該当しない場合
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 住民票
<input type="checkbox"/> 社会保険証写し	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証写し 又は 厚生年金の被保険者標準報酬決定通知書写し	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証写し	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額通知書写し	<input type="checkbox"/> 常勤の念書（申請法人の実印）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 印鑑証明（申請法人の実印）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 源泉徴収簿（申請年のもの）

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用等に関する確認資料 手引き P.48

<input type="checkbox"/> 保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し
--

雇用保険の適用等に関する確認資料 手引き P.48

<input type="checkbox"/> 「労働保険概算・確認保険料申告書」の写し
<input type="checkbox"/> 保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

財産的基礎要件を裏付ける資料 手引き P.12

<input type="checkbox"/> 預金残高証明書（500万円以上）（証明日から1か月以内のもの）
--

支店（営業所）がある場合

様式 No.	書類の名称	手引き
<input type="checkbox"/> 11	建設業法施行令第三条に規定する使用人の一覧表	P.40
<input type="checkbox"/> 13	建設業法施行令第三条に規定する使用人の略歴書（支店長全員分）	P.44

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き
<input type="checkbox"/> さいたま地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（支店長全員分）	P.63
<input type="checkbox"/> 本籍地の市区町村	破産者で復権得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書（身分証明書）（支店長全員分）	P.63

支店長の常勤の確認資料 手引き P.40

I 法人が社会保険に加入している場合	II Iに法人が未加入の場合	III I、IIに法人が未加入の場合	IV I、IIに法人が未加入又はIIIに該当しない場合
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 住民票
<input type="checkbox"/> 社会保険証写し	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証写し 又は 厚生年金の被保険者標準報酬決定通知書写し	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証写し	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額通知書写し	<input type="checkbox"/> 常勤の念書（申請法人の実印）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 印鑑証明（申請法人の実印）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 源泉徴収簿（申請年のもの）

業種追加申請 必要書類

作成する書類

様式 No.	書類の名称	手引き
1	建設業許可申請書	P.18
別紙一	役員の一覧表 (個人事業主は不要)	P.21
別紙二(1)	営業所一覧表 (新規許可等)	P.22
別紙三	収入印紙、証紙等はり付け欄	
2	工事経歴書 (追加する業種分のみ)	P.24
3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	P.27
4	使用人數	P.28
6	誓約書	P.29
7	経営業務の管理責任者証明書	P.30
8(1)	専任技術者証明書 (新規・変更)	P.33
9	実務経験証明書 (実務経験10年 or 学歴+実務経験) 卒業証明書 (原本) (学歴+実務経験) その他資格証明書 (原本提示+コピー) (資格者)	P.37 P.34 P.34
12	許可申請者の略歴書 (役員全員分)	P.43
14	株主 (出資者) 調書 (変更がなければ不要)	P.45
20-2	所属建設業者団体 (変更がなければ不要)	P.46
20-3	健康保険等の加入状況	P.47
20-4	主要取引金融機関名 (変更がなければ不要)	P.49

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き
さいたま 地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) (役員全員分)	P.63
本籍地の 市区町村	破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 (身分証明書) (役員全員分)	P.63

専任技術者の実務経験の裏付け資料 手引き P.34

- 工事実績を確認する書類 (契約書、請求書、注文書等) (原本提示)
 ※経験期間中に証明者が当該業種の建設業許可業者の場合は省略可

専任技術者を新たに登録する場合 (常勤の確認資料) 手引き P.34

I	II	III	IV
法人が社会保険に 加入している場合	Iに法人が 未加入の場合	I、IIに法人が 未加入の場合	I、IIに法人が未加入 又はIIIに該当しない場合
住民票	住民票	住民票	住民票
社会保険証写し	雇用保険被保険者証写し 又は 厚生年金の被保険者 標準報酬決定通知書写し	国民健康保険証写し	国民健康保険証写し
		住民税特別徴収税額通知書写し	常勤の念書(申請法人の実印) 印鑑証明(申請法人の実印) 源泉徴収簿(申請年のもの)

社会保険 (健康保険・厚生年金保険) の適用等に関する確認資料 手引き P.48

- 保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し

雇用保険の適用等に関する確認資料 手引き P.48

- 「労働保険概算・確認保険料申告書」の写し
 保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

許可を直前5年間継続して受けていない（一度も更新をしていない）場合

（財産的基礎要件を裏付ける資料） 手引きP.12

- 預金残高証明書（500万円以上）（証明日から1か月以内のもの）
※直近の事業年度終了報告書で「純資産の部」の「純資産合計」が500万円以上の場合は不要

支店（営業所）がある場合

様式No.	書類の名称	手引き
□ 11	建設業法施行令第三条に規定する使用人の一覧表	P.40
□ 13	建設業法施行令第三条に規定する使用人の略歴書（支店長全員分）	P.44

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き
□ さいたま 地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) (支店長全員分)	P.63
□ 本籍地の 市区町村	破産者で復権得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 (身分証明書) (支店長全員分)	P.63

更新申請 必要書類

作成する書類

様式 No.	書類の名称	手引き
□ 1	建設業許可申請書	P. 18
□ 別紙一	役員の一覧表 (個人事業主は不要)	P. 21
□ 別紙二(2)	営業所一覧表 (更新)	P. 23
□ 別紙三	収入印紙、証紙等はり付け欄	
□ 4	使用人数 (変更がなれば不要)	P. 28
□ 6	誓約書	P. 29
□ 7	経営業務の管理責任者証明書	P. 30
□ 8(2)	専任技術者証明書 (更新)	P. 36
□ 12	許可申請者の略歴書 (役員全員分)	P. 43
□ 14	株主 (出資者) 調書 (変更がなれば不要)	P. 45
□ 20	営業の沿革	P. 45
□ 20-2	所属建設業者団体 (変更がなれば不要)	P. 46
□ 20-3	健康保険等の加入状況	P. 47
□ 20-4	主要取引金融機関名 (変更がなれば不要)	P. 49

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き
□ さいたま 地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) (役員全員分)	P. 63
□ 本籍地の 市区町村	破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 (身分証明書) (役員全員分)	P. 63

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用等に関する確認資料 手引き P. 48

□ 保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し

雇用保険の適用等に関する確認資料 手引き P. 48

□ 「労働保険概算・確認保険料申告書」の写し
□ 保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

支店（営業所）がある場合

様式 No.	書類の名称	手引き
□ 11	建設業法施行令第三条に規定する使用人の一覧表	P. 40
□ 13	建設業法施行令第三条に規定する使用人の略歴書 (支店長全員分)	P. 44

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き
□ さいたま 地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) (支店長全員分)	P. 63
□ 本籍地の 市区町村	破産者で復権得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 (身分証明書) (支店長全員分)	P. 63

業種追加・更新申請 必要書類

※業種追加と更新を同時に申請する場合、許可満了日の30日前までに提出してください。

30日前を過ぎると同時に申請できませんので、別々に申請書類を作成し、提出してください。

作成する書類

様式 No.	書類の名称	手引き	
□ 1	建設業許可申請書	P.18	
□ 別紙一	役員の一覧表 (個人事業主は不要)	P.21	
□ 別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	P.22	
□ 別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	P.23	
□ 別紙三	収入印紙、証紙等はり付け欄		
□ 2	工事経歴書 (追加する業種分のみ)	P.24	
□ 3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	P.27	
□ 4	使用人件数	P.28	
□ 6	誓約書	P.29	
□ 7	経営業務の管理責任者証明書	P.30	
□ 8(1)	専任技術者証明書(新規・変更)	P.33	
□ 9	実務経験証明書 卒業証明書(原本) その他資格証明書(原本提示+コピー)	(実務経験10年 or 学歴+実務経験) (学歴+実務経験) (資格者)	P.37 P.34 P.34
□ 8(2)	専任技術者証明書(更新)	P.36	
□ 12	許可申請者の略歴書	(役員全員分)	P.43
□ 14	株主(出資者)調書	(変更がなければ不要)	P.45
□ 20	営業の沿革		P.45
□ 20-2	所属建設業者団体	(変更がなければ不要)	P.46
□ 20-3	健康保険等の加入状況		P.47
□ 20-4	主要取引金融機関名	(変更がなければ不要)	P.49

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き	
□ さいたま 地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書)	(役員全員分)	P.63
□ 本籍地の 市区町村	破産者で復権を得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 (身分証明書)	(役員全員分)	P.63

専任技術者の実務経験の裏付け資料 手引き P.34

□	工事実績を確認する書類(契約書、請求書、注文書等)(原本提示) ※経験期間中に証明者が当該業種の建設業許可業者の場合は省略可
---	---

専任技術者を新たに登録する場合(常勤の確認資料) 手引き P.34

I	II	III	IV
法人が社会保険に 加入している場合	Iに法人が 未加入の場合	I、IIに法人が 未加入の場合	I、IIに法人が未加入 又はIIIに該当しない場合
□ 住民票	住民票	住民票	住民票
□ 社会保険証写し	雇用保険被保険者証写し 又は 厚生年金の被保険者 標準報酬決定通知書写し	国民健康保険証写し	国民健康保険証写し
□		住民税特別徴収税額通知書写し	常勤の念書(申請法人の実印) 印鑑証明(申請法人の実印) 源泉徴収簿(申請年のもの)
□			
□			
□			

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用等に関する確認資料 手引き P.48

- 保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し

雇用保険の適用等に関する確認資料 手引き P.48

- 「労働保険概算・確認保険料申告書」の写し
 保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

支店（営業所）がある場合

様式 No.	書類の名称	手引き
□ 11	建設業法施行令第三条に規定する使用人の一覧表	P.40
□ 13	建設業法施行令第三条に規定する使用人の略歴書（支店長全員分）	P.44

取得する書類

取得場所	書類の名称	手引き
□ さいたま 地方法務局	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) (支店長全員分)	P.63
□ 本籍地の 市区町村	破産者で復権得ないものに該当しない旨等の市区町村の長の証明書 (身分証明書) (支店長全員分)	P.63